

令和2年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

令和2年6月25日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和2年6月25日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年6月25日 9時31分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和2年6月25日 16時49分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	7 番	大 倉 博		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和2年第2回笠置町議会会議録

令和2年6月18日～令和2年6月25日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

令和2年6月25日 午前9時31分開議

- 第1 議案第32号 財産の無償譲渡の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時31分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第32号、財産の無償譲渡の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。議案第32号、財産の無償譲渡の件につきまして御説明させていただきます。

笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業に関し、笠置町が所有する高度情報ネットワーク設備を株式会社KCN京都に無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。それでは、議案第32号、財産の無償譲渡の件につきまして御説明申し上げます。

議案書のほうを朗読させていただきます。

議案第32号、財産の無償譲渡の件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めます。

令和2年6月25日提出。笠置町長、中淳志。

1、無償譲渡する財産 名称、笠置町高度情報ネットワーク設備、内容、（1）受信アンテナ施設一式、（2）ヘッドエンド装置一式、（3）光電変換装置一式、（4）光成端架一式、（5）線路設備・伝送設備一式、（6）局舎施設一式、（7）電源供給施設一式、（8）送受信施設一式、（9）構内伝送路一式、（10）管理測定装置一式。

2、無償譲渡の相手方 京都府相楽郡精華町光台1丁目7番地、株式会社KCN京都、代表取締役社長今里英之。

2枚目以降に資料をつけさせていただいております。2枚目の資料1ページをお願いいたします。

笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業における設備の譲渡に関する覚書（案）、第3条において、譲渡する設備は別紙1のとおりとすると規定をしておりますが、資料2ページの別紙1の譲渡設備一覧が議案書に記載をしております無償譲渡する財産となります。

また、資料1ページに戻っていただいて、覚書（案）の第4条では、設備は無償で譲渡するものとする規定をしております。

最後に、資料の3ページは、財産処分一覧として今回譲渡を行います設備等の内容ごとにもう少し細かく記載をさせていただいております。表は左から件名、名称、用途、耐用年数、取得年月日、取得価格等、処分年月日、減価償却累計額、減価償却後簿価となっております。

表の件名の欄につきましては、（1）から（10）まで譲渡する財産の内容ごとに主立った設備、装置等を記載しております。なお、この欄の一番下の行にございます平成29年度設備更新分につきましては、（8）の送受信施設に分類されるものでございますが、取得年月日が異なりますので、別に記載をしております。

表の中ほどより右の部分になりますが、ほとんどの機器等につきましては、処分を予定しております令和3年3月末では耐用年数を超え、右端の減価償却後簿価では備忘価額の1円となっております。

計の行を御覧いただきますと、取得価額等の計が2億3,200万6,655円、処分年月日までの減価償却累計額が2億3,142万725円となり、差引き58万5,930円が今回無償譲渡を行おうとする財産の令和3年3月末現在の減価償却後簿価となります。

以上、簡単ではございますが、議案書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この高度情報設備の民間移行についての財産の無償譲渡ということで、今提案されているわけですが、この無償譲渡の件については、私は納得しておるんですが、以前の全員協議会、それから議運での説明の中で、民間移行に関する協定書（案）というのが出されております。

この中で、以前にも言いましたけれども、この協定書の中身の内容は我々町民にとって大変重要なんです。どのような運用形態に変わっていくのか、そういうことを理解できていなかったら、この民間移行ということが理解されない。そういうことで私は意見を言ってきたつもりです。

それと、この間の協定書の案の説明の中で、第2条に事業の内容、これ笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業計画のとおりとするという項目が入っているだけなんです。その事業の中身は。ということは、この事業計画を添付して説明してもらわないと協定書の中身が分からない。それを何回も言っているのに、どうなっているんですか、これ。

財産の無償譲渡は当然ですよ、こんな。民間に移行するのやから全部無償で渡すということははっきりしておるのやから。我々一番町民が知りたいのは、この協定書の中身なんです。以前から大倉議員もかなり心配していて、10年間はやってくれということを協定書の中にも書かれているけれども、10年たったらやめたというてやめられたらどうなるのという意見も何回も出ています。

その辺のことについても、私は一般質問でも上げていますけれども、その辺がはっきりしていなかったら、この移行事業というのは成り立たないんですよ。ただ財産を無償で譲渡しますというだけの問題じゃないんですよ。一番大切なのは、町民が心配しているのはその中身なんです、協定書の。

だから、協定書の中身について、もう一度常任委員会なり全員協議会なりで説明して、議会の納得できるような説明をいただけるのやったら、私はこの提案は賛成しますけれども、それが無いのやったら反対します。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西岡議員、以前にも御指摘をいただいたということで、民間移行事業に関する協定書（案）のほうにつきましては、これまでからも案というような形でお示しをさせていただいた中で、御指摘等によりまして修正等を加えさせていただいております。

また、おっしゃっていただいた事業計画のほうにつきましても、この協定書と合わせてとじ込んだ1つの形の協定書とするということで御指摘をいただいたところでございます。

今現在、相手方業者のほうと移行事業計画につきまして最終の確認をさせていただいております。実際に協定書を締結する前の段階で、また御説明をさせていただく機会を設けていただけるようございましたら、最終調整整いました協定書（案）をもちまして御説明はさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業計画の中で、技術提案仕様書というものが出ております。これ私引き継いだ文書の一つなんですが、第7章、移行の条件の中に、安定的なサービス提供を行い、将来にわたって事業を継続させることという条件が入っておりまして、移行後少なくとも10年間はサービス内容の低下や料金の値上げ等が生じないよう安定したサービス提供を行い、町の負担等もなく健全な運営により事業を継続させることを条件としますということで、業者の選定を行わせていただいております。

万が一この事業から業者が撤退せざるを得ない場合は、移行先事業者の責任により別の信頼できる事業者に移行を引き継ぎ、将来にわたってサービスを停止させないようにすることという条件が入っておりますので、おっしゃっているような御心配はないかというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

町長の今言われたことは当然ですよ。だから、議会の承認が必要じゃないかと言っておるんですよ。

そういうことは事業計画書の中に書かれているんでしょう。そういうことがちゃんと守られないといかんから、協定書の中にも当然そういうことは入ってこないといかんわけでしょう。だからそれが大事やと言っているんですよ。私の言うていること分かっているのかな。

だから、前から、これ議決が必要なやつは法律で一応決まっているでしょう。だから、財産の譲渡とか無償で渡すときは当然なんですよ。それと、あそこにはっきり協定書は要らんとか要るとかいうことは書かれていないけれども、協定書の中身なんですよ。中身が町民、住民に直接影響する内容なんですよ。10年間してもずっと続けてもらわなあかんとか。

それから、ここへ出てきている第7条の町有財産使用料の免除の中で、今私有地に電柱とか建ててやらせてもらっていますわね、町は。そういうのはどうなるのかとか、そういう直接町民に影響が出てくるような項目はちゃんと書かれているんですよ、協定書の中には。だから、その協定書というのは大事やと言っておるの、中身が。この事業を移行するについてですよ。法律では、なぜ議決が必要かということは直接町民に影響のあるような問題はやはり議会の承認が必要やという二元代表制の基本的な考え方なんですよ。

こういう協定書の中身のあれを町民が知らないで、このままやっていく。いこいの問題と一緒になんですよ。私前回にも言うたと思うけれども、このままで協定書、何も我々確認しな

いでやってもらったら、また、いこいの二の舞を踏むぞと何回も言うているはずですよ。いこいの700万円の返ってきていない問題も、そういう協定書の中身が検討されていないからそういうことが発生しているんでしょう。

だから、前の全員協議会の際に言うていたでしょうが。ちゃんと事業計画もつけてくれと。こんな協定書の中身に、事業の内容は民間移行事業計画のとおりとすると書いてあるだけなんです。その事業計画の中身に、今町長がおっしゃられた10年過ぎた以降も責任を持って運営して欲しい。それから、もしやめる場合は、他の事業者にちゃんと引き継いでやって欲しいということが書かれているんでしょう。これ一番大事なことですよ。

こんな財産を渡すみたいな民間に渡すねんから当たり前や、無償で渡すのやったら。そこを言っているんですよ。

だから、私の言うていることを分かってもらえたら結構ですけども、また別途その協定書と事業計画の内容を我々議会にちゃんと諮ってください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、協定書の中にいかなる文言を差し込むかということに関しましては、事業者のほうと再度調整したいと考えております。調整が終わった段階で、何らかの機会を持たせていただいて、協定書の中身について御相談させていただくというふうにしたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今、町長がこの令和元年9月の移行計画のところ、8ページのところを読まれたけれども、なお、万が一云々、長いから言いませんけれども、撤退する場合は移行業者の責任により、それじゃ、何でこの選定委員会という選定方法がやってからやるんじゃないんですか。

今度KCNですかね。選定委員会、議会運営委員会聞いたときには、何回かやっただとおっしゃいました。そうですね、商工観光課長。選定委員会を何回かやっただと。

だから、選定委員会、もしこの業者が撤退する場合あったら、また1からこの選定委員会をやらなあかんの違いますか。私はこの文章、前からおかしいとは思っているんですよ。これも多分9月議会で質問したと思っておりますけれども、ここにね。重要なことです。簡単に移行先の業者の責任により、信頼できる業者に、それじゃ何のために選定委員会はある



んですか。

私は以前からこのことをたしか言ったはずなんですよ。今、たまたま町長がそういうことを読まれたというか、おっしゃったので、今お聞きします。

議長（杉岡義信君） 副町長、答えられないのか。副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問、それから、先ほどの西岡議員の御質問に、少し説明を加えて答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど西岡議員の御質問は、協定書の案の中にある第2条、笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業計画の中身の説明がないのに、これを進めるということはいかがなものかという御質問であったと思っております。

そして、全協、または常任委員会において、これについて議論をする、審議するというのをしっかりやっていただき、それを前提として今回の無償譲渡については賛成をするという内容であったと思っております。

そのとおり、全協、または常任委員会におきまして、笠置町高度情報ネットワーク民間移行事業計画について改めて説明をさせていただきたいというふうに考えております。

そして、この計画の中身を反映したものが協定書であるということでございます。その協定書の中身、今、大倉議員から御質問があったように、民間移行した段階で、民間事業者が撤退するようなことがあったときには、その事業者の責任において後継事業、あるいは事業継承に関する責任というものを民間事業者が責任を持ってやりますという内容でございます。

笠置町の立場からいきますと、この事業を民間に移行した段階は、民間の経営努力によってやられるものというふうに理解をしております。改めて業者選定に関して、笠置町が何らかの立場に関わるというのは、やはり困難であるというふうに理解をしております。当然電気通信事業者として民間が責任を持ってこれを引き継ぎ、そして、10年あるいは情勢の変化によってどのような状況になるか分かりませんが、民間の事業者が住民に不安、あるいは不便を与えることなく事業を継承していただくという、当然のことを記載させていただいたと、そのように考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 今、副町長、答弁いただきましたけれども、それじゃ、何でこの選定委員会やってしているのに途中でやめたら、例えばいこいの館の指定管理者の選定でもそうでしょう。途中でやめたら、次に選定して指定管理者を決めたらいいんですよ。

それと同じことで、これだって、ここに書いてあるとおり、何のためにわざわざ選定委員会というか、公募されているのかという、その辺の答弁が何かちょっとはつきり分からないんですよ。途中でふにゃふにゃとこれが、途中業者やめたら、そうしたら、後はどうでもいいわという。言い方悪いけれども、そういう感覚ですよ。そうじゃないでしょう。

大事な笠置町の財産を譲渡するんですよ。それをちゃんとした業者に選定して、これだったらということですから。それがこの業者が例えば途中でぼしゃつとなった場合には、その人が責任あってできますか、本当に。私は疑問ですよ。だから、選定方法あるんですよ。今の副町長の答弁では、私は納得いきませんよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問、また御意見でございますが、民間に移管をいたします。いこいの館とは違って、財産そのものも民間に帰属する。そういったところで、どのように笠置町は立場を取れるのかというのは、現段階ではつきり申し上げることはできません。

補助金を出した、その補助金の影響というものがどれぐらいまで残るのか。例えば財産処分の制限期間といったようなものが補助金の全国的なルールの中、例えば補助金適正化法の中で定められているとしたら、それを超えた段階では残念ながら何も申し上げることができないという言い方は悪いんですけども、及ばないところに行ってしまうというのが実態でございます。

そして、当初にこの業者を選んだ段階で、あなた方は民間事業者として責任がありますよと。電気通信事業者として総務省に届け入れをしたその行政指導に従ってやっていただく必要がありますよということを踏まえた協定書の内容でございます。

民間事業者と行政との間で交わすという前提の中には、信義則が当然あります。そういうしっかりとした民間事業者であるということを国のほうに届け入れをして行政指導も受けているということを前提に、信頼をしてお任せをしているということの下の協定書であるということをお理解いただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

こういった議論を言っても、私も3問しかないの、あと1問というか。

一応今回はいろいろ私、9月議会、12月議会、こういったことをいろんなことを質問、議運でもやってきました。1つ気がついたのは、例えば財産を取得する場合とか譲渡する場

合は、京都府では財産条例とか、それから、いい例が例えば先日農業委員会の方、10人の方任命ありましたね。農業委員会の役目というのは、農地を転用する場合、そこで審議されるわけですね。

例えば和束町には公有財産管理委員会というのがあるんです。ここで今回の譲渡する場合とか、そこで審議、ここたしか7人だったと思うんですけども、譲渡される場合は、もらうというか、受ける側もそこで審査されるんですよ。農業委員会と同じことです。笠置町にもまだ固定資産評価審査委員会条例とかありますけれども、そういったように、ぜひとも公有財産管理委員会とかがつくっていただきたい。

例えばいろいろ問題になっております植村邸とか吉田邸、伊左治邸、南邸、これなんかもそういう管理委員会にかけていたら、もらわれていない可能性は多分あります。例えば植村邸なんか、いまだにといがなつて木々が横に生えています。だから、こういったものは恐らく管理委員会ができていれば、当然審査する場合は見に行つて、現地に行つて、農業委員会と一緒にね。

だから、そういったことをやっていただいて、管理委員会をぜひともつくっていただいて、町に諮問していただいたらいかがかなと思うんですけども、どうですか町長、ぜひともこれやってください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員の御要望ということなんですが、私、和束町の公有財産管理委員会というものがどういう形なのか存じ上げておりませんので、できるだけ早急に調べまして、そういう委員会が必要であるということならば、立ち上げさせていただきますなと思います。

確かにおっしゃるとおり、町有財産になっております一部の住宅について、私も現地を確認しておつて、きちんと管理できていないということは確認いたしております。用途の点についても、今後また検討していかなければならない問題なんですが、御指摘のように、そういうものをきちんと明瞭化していくという責任というのは行政にあると思いますので、なるべく早く検討に入りたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、議案第32号についていろいろ討論されているんですが、この議案について、これは前年度繰越明許費による事業なんですね。違うんですか。

それで、民間移行が2021年3月末となっているにも関わらず、6月18日の定例会、審議の予定表にも載っていない。なぜ今日これが提案されたのか、本当にこれについての事業にやる気があるのか、ないのか疑問に感じます。

そして、この譲渡される金額ですね、提案されていますが、間違いはないですか。これはもう一度聞きます、間違いはないですか。

それと、この移行スケジュール、一応提出されていますね。この予定では、連絡線幹線工事というメニューについては、南山城村との共通工事のため、先行実施と説明されていますね。違うんですか。これには。

ところが、いろいろなときにも説明をいろいろ求めているんですが、4月21日、有市、井手上40番地までケーブル工事はやられているんですよ。そのときに区、また町に連絡もなく、その日はごみ収集日だったんですよ。それが昼に中止されました、工事。それ以後何の連絡もなく、本日今日再工事されています。なぜこの2か月以上も中止になったのか。そして、この工事契約書はどのようになっているのか。その点2点について説明をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、本日の時点で議案を提出させていただくことになった経過でございますが、3月の議会運営委員会におきまして、この資産の譲渡に関しましては議決案件であるという御指摘をいただいた中で、次期6月の議会にてその案件を上程させていただくといった答弁をしていたということでございます。それに従いまして、今回、この議案のほうを上程させていただいたところでございます。

あと、財産の無償譲渡の件でございますが、金額のほうにつきましては、全員協議会等のほうでも御説明をさせていただきましたが、公会計に基づきます固定資産台帳、そちらのほうからの数字でございます。一番新しい固定資産台帳と申しますのが、平成30年度末現在の固定資産台帳となっております。そこから、今回処分を行います来年3月31日その時点までの見込みを減価償却累計額というような形で積み上げをさせていただきまして、来年3月31日時点での減価償却後の簿価金額というものをお出しさせていただいた次第でございます。

それと、あと工事の関係でございますが、南山城村との共通工事のため先行という部分で

ございますが、これは株式会社KCNさんのほうが既にサービスエリアの拡張といったことを決定されておりました。その中で今回、今現在エリアとなっております精華町、木津川市のほうから和東町、笠置町、南山城村までのエリアをKCN京都さんのサービスエリアとして拡張するといった計画の下に工事をされた部分でございます。この先行工事につきましては、笠置町内の工事のみではなく、和東町や南山城村といった部分の工事も含めての工程でございます。

それと、有市地区におきまして、工事のほう途中で中断していたといったこととございますが、こちらのほうにつきましては、確認をさせていただきましたところ、業者のほうに町のほうに占有申請は出していたものの道路の使用許可というものを出すのを、申し訳ないですけれども、忘れていたということで、道路管理者の建設産業課のほうからの指示により工事を一時中断させていただいたということとお聞きをしております。

その後でございますが、コロナウイルスの関係もありまして、なかなか工事の工程が組みにくいといった中、その間、ほかの南山城村ルートなりの線の工事のほうに回っておったといったこととございます。それが、先日確認をいたしましたところ、6月5日に他のルートの工事のほうで完了したといったことで、その後、改めて笠置町のほうに道路占有申請の許可申請を提出いたしまして許可をいただいたということで、今回工事のほうを再開させていただくといった運びとなっております。

大変御迷惑をおかけいたしました、何とぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私は、議案第32号は6月に出すという話だったんですが、それだったら、なぜこの18日の会議に出てこなかったんですか。なぜ2回目の本日この議案第32号が出されたんですか。話がおかしいじゃないですか。その点どうなんですか。

3月のときにそういう形でやるということが決まっておりますが、最初の定例議会のこの議案に乗ってこないということは、本当に計画性があるんですか。その点、今の答弁では納得いかないんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問、御指摘でございます。

確かに3月の段階で次期議会において財産処分の件に関してお諮りをしたいというふうに

申し上げました。18日になぜ上がってこなかったのかということでございます。非常にこの財産処分の内容に関しましては、細かい積算、その他業者との調整等、時間的にかかったというのが実態でございます。

18日に上程できればよかったんですけども、それができず、様々な事案の中で事前に御説明させていただき、そして、追加提案ということで本日に至ったというのが正直な経過でございます。特段これが18日にできなかった大きな理由というのはございません。準備に時間がかかり、また、事前に御説明を要するということが必要であったということで、本日に至ったということを御理解いただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今の副町長の説明なんですけれども、いろいろ資料のほうに間に合わなかったというような説明だったと思うんですが、なぜ18日に出されなくて、なぜ今日に出てきたのか、そこに私は疑問を感じるんですよ。本当にやる気があるのかどうか。

そして、先ほどいろいろほかの議員からもあったんですけど、そういう資料の出し方等について真摯に受け止められて、この議案を提出されたのか。その点どうなんですか。

それと、これは昨年の9月に補正予算で出た金額なんですね。過疎債、そういう歳入について変化はないのか、その点どうなんですか。また、工事費についてもいろいろ算出されているんですが、それに差異は出てきていないんですか。ちょっとそれを説明お願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

補正予算で大変お世話になりました。残念ながら繰越しをさせていただきました。2か年にわたる事業でございますが、事業費に関しまして業者に確認をさせていただきましたところ、変更なしということで、予定している予算で全ての事業を行うということの確認を得ております。

そして、大変厳しい御質問でございます。本気でやる気があるのかという、大変私どもの姿勢を問われたというふうに感じております。これはぜひともやはり笠置というまちにとって、なくてはならないインフラであると考えております。

そして、行政サービスよりも民間移行をすることによって、より高度なサービスの提供というものが実現する。笠置という地域にとって、これから子供たちがGIGAスクールであ

るとか、様々なITを活用したそういう夢のあることをやっていく。町民の生活の中でも、コロナの影響で様々なことが在宅であるとか自粛であったときに、こういったものの役割というものが全国的に大変クローズアップされてきたということがあります。私どもはぜひそういった時代の背景やあるいはそういう社会背景といったものを真摯に受け止め、笠置町の将来にとって必要なインフラであるという認識の下、民間事業者にこれを委ね、そしてそれを支援し、笠置町がITあるいは高度情報化の中で皆さん方の町民の生活が豊かになれるよう努力をしていきたい。そういう気持ちには変わりございません。どうか御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほど和束町の公有財産管理委員会の件でお話しましたが、確か先日の議会運営委員会、全体会議だったか、そのときに、私は京都府の財産条例とか公有財産管理委員会の資料を、ペーパーをコピー、町長にするとおっしゃっているのに持っていかれたから、すぐに和束町へ行かれるのかな、あるいは部下の人に調べさせるのかなと思ったんですが、今の答弁では存じませんと聞いたときには私もびっくりしたんですけれども。

やはりそういったことを早急に。存じませんでは駄目ですよ。何のために資料を。私今手元に、だからコピーしようと思ったらいんですよ。町長持っているはずですよ。存じませんでは駄目ですよ。何を言っておられるのかなと思ってびっくりしたんですけれども。

そういった行政では駄目ですよ。すぐにやるべきことはやる。自分が駄目だったら部下に行かせて調べるといふことをしなければ駄目ですよ。こういったやり方。それだけです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 大倉議員の御注意と申し上げますか、私に対しての要望ということで、反省しております。きちんとまた調べますのでよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第32号、財産の無償譲渡の件は、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第32号、財産の無償譲渡の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時30分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告書に記載していない質問及び関連質問は許可いたしません。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

通告に従って質問させていただきます。

中町長におかれましては、町民の声を聴き、知恵を借り、町民の人たちと一体になって町政を進めていくことを一番のモットーとされています。それを実現していくために、町民の支持、信頼を築くことが大切です。そういうことを踏まえて一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、18日に議会の冒頭で基本姿勢を示されたと思いますが、最重要課題に挙げた防災と観光についてお聞きします。

まず、防災についてお聞きしますが、新型コロナについて非常事態宣言が解除されましたが、町の現状、今後を含めてどう分析されているでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

先日、府県をまたがる移動が解除されました。そして、今月29日、4日後ですが、河川敷のキャンプ場が再開されることとなりました。これにより、今後は都市圏、特に大阪府下からの観光客の増加が見込まれることとなります。今後は、近畿圏での新規感染者発生状況



を毎日確認しながら観光笠置など、町内観光業者との連携が必要になってきます。

キャンプ場に関して言えば、キャンパーの中から感染者が出ることも想定し、任意ではありませんが、キャンパーの連絡先の登録をお願いすることといたしました。ただ、念のため山城南保健所にも照会いたしましたが、オープンスペースの屋外施設であるので、仮に感染者が報告されたとしても、濃厚接触者としての追跡調査は行わないという回答を得ております。キャンプ場への入場者と接触される従業員さんなどの対応として、万が一の感染を防止していただくよう重ねて配慮をお願いいたしました。

宿泊施設や飲食店などには、新規感染者が増加傾向にあると判明した時点で、京都府などと連絡を取り合い、速やかな対策を検討することといたしたいと考えております。

また、住民に対しましては、引き続きの警戒を怠ることなく、マスクの着用や3密を避けるようにお知らせしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今キャンプ場のことが出たので、それについてもお聞きしますが、やっぱり笠置町は高齢化率が50%を超えるまちです。やはり町外から来られるお客さんがウイルスを持ち込むのではないかとって心配している人がやっぱりかなり多数おられるし、キャンプ場の受付も感染を気にしておられる方が多数おられますが、どういう指導をされていますか。例えば屋外なので検温とかをすることは無いと思うんですが、どういう指導をされているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問に関してですが、何らかの形での飛沫感染の防止対策をお願いしたとともに、消毒液を置くなどの配慮をしてくださいと。詳細について、先日観光笠置さんのほうに申入れをいたしまして、事務的な詰めをいたしたいということでお願いしております。

ここ数日、ちょっと中西さんがおられないということなので、火曜日以降、1度お話をする機会を持たせていただきたいということで連絡済みです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置町のキャンプ場というのは一番人が来るところなので、その辺はよろしく願います。

それと、さっき町長も言われましたが、3密を避けるために町民への周知徹底の取組はど

うされていますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

3密を避けるための周知徹底ということで、平時における3密解消に関わる周知につきましては、笠置テレビにおける番組放送、また、防災無線の活用によって実施してきたところ  
です。

また、広報れんけいの7月号でもそういった周知のほうをさせていただく予定をしております。

また、今後につきましても、引き続き情報の周知に努めてまいりたいと思いますのでよろ  
しく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。その辺は引き続き、紙媒体でも1回ではなくて2回、3回とやっ  
ていただくほうが効果は上がると思いますのでよろしく願いいたします。

防災に関連して災害時、今テレビとかでもかなり言われていますが、災害時避難場所への  
人が集まる可能性があるところでの3密を避けるための方法や体制づくりはどのようにお考  
えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

想定する災害の種類や規模にもよるとは思うんですけども、通常よりも多くの避難所を  
開設するなどで、まずは3密の解消を図っていききたいというようなことも考えております。

また、定期的に避難所での換気の実施についても周知を図っていききたいというふうに考  
えております。よろしく願いします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

避難所を多く開設するということですが、住民はどうやって振り分けるんですか。いつも  
のところにやっぱり行ってしまいますよね、避難するときは。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所開設につきましては、防災行政無線であったりとかで周知をさせていただくんです

けれども、通常の、その中でまずは、近場の避難所に行ってもらおうということで対応していただきたいと思いますし、また、その避難所が、議員おっしゃるように多い場合になったら、申し訳ないんですけども、ちょっと移動願ったりする場合もあるかとは思いますが、できる限り3密の解消ということですので、ほかの換気であったり、密閉とかいうのを防いだりとかして対応できたらなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

避難所を使用するというのが考えられるのは、笠置の場合は台風のとかがほとんどやと思います。確かに台風が来ても避難所に避難される方がそんなにもともと多くはないのは知っていますが、まして避難する時期がやはりかなりぎりぎり、かなり水位が上がったりとか、雨がきつくなってからになると、そこからまた移動ということはちょっと住民の方は難しいと思うんですよ。

そしたら、最初にこの地区の方はこっち、複数避難場所がある場合ね、この辺の地区の人はこっちのほうとかいうように振り分けがあらかじめされれば、避難もスムーズになるのではないかなと思うんですけども、その辺どう、そういうのを考えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、1回避難していただいた方をまた別の場所へ避難していただくというのは、やはりそのときの状況によっては危険を伴うこともあるでしょうし、そういったことも含めて、ちょっとどういったふうに行けるか、また研究させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

コロナも今のところ日本全国で見ると抑えられているという感じはありますが、これから台風シーズン、もうすぐそこまで来ています。その辺の対策はできるだけスピード感を持ってやっていただくようお願いします。

次に、東部区の笠置テラスを集会所、避難場所として使えるように、以前の議会でも答えていただいたと思いますが、動いていってもらっていると思いますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置テラスの避難所ということで以前から話があったかと思えますけれども、昨年度防災会議を開催して、避難所の提案というのを予定しておったんですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で会議を開催することはできませんでした。

ただ、その会議規定の中で、どうしても会議を開くことができない場合は、専決処分というようなことができるというようなところがありましたので、ちょっと専決処分ということで指定避難所と、サテライトオフィスのほう設定させていただいたところがございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

もうされているんですか。それならその使い方も区長には連絡が行っているということですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所として設定させてもらったということは、区長のほうにお話をさせてもらったかと思っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

また確認のほうよろしくをお願いします。ありがとうございます。

避難所のことは住民の方からもずっと言われていたので、後はどう運用するかの問題やと思うんですが、これ年間契約とかされている方もおられるんですよ。契約上この辺はクリアできるような体制は取ってもらっているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

東部のサテライトに関しましては、現在年間契約をされている方はいらっしゃいません。その都度単発で御利用される方とは調整が可能ですので、避難所として使用する際、そういう調整をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。

続いて、観光の面でお聞きしていきます。

町長の18日の基本姿勢でも言われましたが、観光について再構築されると言われましたが、全て見直してゼロからするという意味合いでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問ですが、再構築で目指すところは、河川敷キャンプ場に来られているあのキャンパーのみならず、一般のハイカーや新たに町を訪れる観光客にも町内を歩いていただくことを主な目標としたいと考えております。

かつては、笠置大橋上流域への観光客と笠置山に登っておられた多くの観光客によって、笠置町の商業や観光業が成り立っていました。往事の飲食店や土産物屋はほとんど姿を消してしまいましたが、笠置の魅力を再発見していただくための情報発信、視覚化を積極的に行っていきたいと考えております。今議会で御承認いただきましたフリーWi-Fiの効果的活用や町ホームページの見直しによって、一定の効果が得られるであろうと考えております。

観光戦略は、奈良時代信仰の山であった笠置山を中心に、町内各所に残る文化財や民族儀礼、さらには自然そのものをテーマにした取組を進めていきたいと考えております。東海自然歩道の魅力発信に加え、横川上流域や布目川流域も観光資源として有効活用していくことも十分に価値があると思われま。また、従来のキャンプやカヌー、ボルダリングなどについても、視覚的に訴えていくことによって、さらなる充実が望めると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

このコロナでいろんなものがなかなか動きづらいというのは分かるんですが、それならば、観光系の委託事業なり補助金なりが、僕の知る感じでは進んでいないように思います。これ、ごめんなさいね、通告にはないんですが、なぜ契約なり委託事業が遅れぎみになっているのか、お聞きできますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

所管する課としては商工観光課になりますが、現在の体制で手一杯の事業をやっておりますので、新たな事業をここですぐに私のほうから指示してということにはなかなかまいらなかつたという状況がございます。

1つはフリーWi-Fiの件、それから先ほど御審議いただきました高度情報化ネットワークの件、こうしたもの、それから、ほかにもコロナ対策でいろいろ御配慮いただいて動い

ていただいております。マンパワーの問題もございまして、何もかも今一遍に動かすのは非常に難しい状況です。

今後、コロナ対策が沈静化していくなれば、いろんな形での多方面な方向性を持った動きが考えられると思います。まだそこまできっちり厳密に計算して、企画してという段階には至っておりません。申し訳ないですがそういう事情です。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、ちょっと質問のほうがあやふややったのでごめんなさい。

僕が言ったのは、当初予算で決まっている委託なり補助金事業のほうの契約がまだされていないというので、業者の方から僕聞きましたので、その辺がコロナで遅れているというのは、そこはちょっと解せないですね。契約さえ結べば業者のほうはやってくれるというので、その辺は去年度も遅れぎみで、なかなか事業が後半に詰まってしまったというのをお聞きしたので、その辺はスピード感を持ってやってもらいたいなと思って質問はしたんですけども、お願いします。これは答弁はいいので、お願いだけしておきます。

続きまして、観光といえばイメージが大事やと思います。例えば笠置町を知ってもらう、来てもらう、インターネットで調べて来る人が多いと思うんですが、例えばキャンプとかボルダリングはいろんな人が動画を撮って、いろんなインターネット上に上げてくれておられます。

先日の23日火曜日も駅にピアノ、これ企業の方が発案されたと思うんですが、アーティストの方が駅ピアノを弾いてもらって、動画でアップされると聞いています。その他多くの動画が当該インターネットで。これは笠置町にとってはイメージアップになります。

しかし、町長が京都民報4月19日付のところで、これもうちちょっと読ませてもらいます。笠置町ではまちづくり事業の国の補助金不正受給があったとして、今年2月、総務省から補助金の返還を命じられました。中さんは4年前から事態を知り、問題解決に向け、町に様々な提案をしてきましたが聞き入れられませんでした。若手職員が失望して退職していくのを目の当たりにして、というのが今回の町長の立候補を決意されたという理由なんですけど、これは事実ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

私のところに何人か辞めますということで御挨拶にお見えになった。また、町内で泣いて

いる職員がおった。どうしたんやということの話を聞いた上で、いろんな問題点が起きているということは聞き及んでおりましたが、1点目の町長にいろんな行政提案をしてきたということは事実でございます。

ここで個々の事案について申し上げることはもういたしません、総務省の監査、あるいは不祥事の原因が町長以下公金の管理、つまり予算の策定から執行、決算に至るまで多くの点で不明朗な処理があったということだったと思います。

つまり、その点について町長以下多くの職員が関与していた。例えば支出命令に誰が判を押すのと、予算の策定誰が関わっていくのというような中で、多くの職員が関与していたはずなんです。それについて、それぞれの職員が他人事のように町長が決裁したからというようなことで、きちんと上申しなかったというようなことがあったんじゃないのかと。

その辺のあたりのことを職員の何人かに確かめました。この問題については、行政全体の縦割り行政の中での弊害ということもありますし、町政を守っていく、住民を守っていくということで、職員一人一人の自覚が足りないんじゃないかということで、所要の指示を行っております。

例えば無用な予算の流用はいたしません、専決はできるだけいたしません、基本的に流用につきましては緊急事態、または年度末の微調整について以外のことについては流用を許可しませんということでお話をしております。

そうしたことが結局補助金のついている事業についての不明朗な会計に結びついたんだというふうに把握しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そんなことは全く聞いていないんですが、僕聞いたのは、様々な提案をしてきたが、聞き入れませんでしたというところと、若手職員が失望して退職していったことは事実ですかと聞いたんです。不正受給のことは一切聞いていません。

もし、今の発言削除されるんやったら、多分話の流れからしても全然問題ないとは思いますが、提案をしてきたが聞き入れませんでした、若手職員が失望して退職していったというのが事実かどうかお聞きしているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

例えば、1個だけ申し上げます。西村前町長が日本遺産登録を目指しますとおっしゃいま

した。そのときに、京都府のほうへ話を聞きに行くのでついてきてくれとおっしゃいました。これはオフィシャルですか、プライベートですかということで確認したら、プライベートですということだったので、私一緒についていきました。京都府さんのほうから説明を受けた後で、やるんでしたらきちんと資料を作って体制を組んでやらなければいけませんということで、例えば町内の有識者の会議を立ち上げなさいというようなことを、そのほうがいいですよというようなことも提案申し上げました。

例えば後醍醐天皇がというようなお話とか、楠木正成がというようなお話がございましたけれども、それは単に歴史の話であって、文化の発信というところから日本遺産登録というのを進めていかれるわけですから、単なる合戦のようなものについて、それは日本遺産登録の項目にはそぐわないと。どうせされるんでしたらシルクロードのもう一つの終着点というところで笠置の魅力を発信する。要するにシルクロードという世界と日本のつながり、それから、今度は逆に日本から世界への情報発信、そうしたものを考えたらいかがですかというのを提案いたしました。そのための助言であるとか組織づくり、そういうことについても私お話しましたが、結局何もされなかったというか、実行されなかったんですね。職員に指示されたこともありますが、それについてはできなかったというお返事です。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ちょっと注意してください。僕の質問の答えになっていないと思います。僕、日本遺産のことなんて1回も聞いていません。僕聞いているのは、まとめますよ、不正受給があって、町に様々な提案をしていたが、聞き入れませんでした。それで若手職員が失望して退職していったのを目の当たりにしてというのは事実ですか、どうですかと聞いているんです。

これイメージダウンになるし、これ、聞き入れませんでしたと言うんやったら、町職員に対して失礼ですよ。何でかという、僕もいろいろ活動はしているので、町職員の方とかとはしゃべりますが、何らかの答えは必ずもらっています。できる、できない、こうしたほうがいいのか、ああしたほうがいいのか助言ももらいますし、答えをもらわんと聞き入れてもらえなかったということはないです。

なので中町長が町長になる前に提案したのに聞き入れられなかったのか、ちょっと気になっていたんで、ここ事実かどうかだけお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。



町長（中 淳志君） 私が言っているのは事実でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これどうですか。職員の皆さん、聞き入れてもらえなかったのが事実だそうですね。当時、ずっと課長級の人がいっぱいおられるので、要望があったと思うんですが、提案とか。ならば、課長で聞いた人にちょっと聞きたいんですが、何で聞き入れなかったんですかとお聞きしたいです。課長、どなたかでも構いません。誰か答えてもらえる人いますか。副町長でも結構ですけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いろいろな御提案というのはいろいろな方々から多分出てきている話だろうと思っております。それをどなたが受けられるのかというのは、例えば町長がおられたり、副町長がいたり、また、所管の課長がいたりといったようなところで、できるできない、あるいは聞いておきますということがあろうかと思っております。

現実にお聞きする話が全てできるという状況は、恐らくなかなか難しい。そして、こういう議会の場で町民の代表としてしっかりと町民の方々のお声を上げていただく、その積み上げで施策というものが成り立っていくというのが、やはりこういう地方自治体の仕組みであろうというふうに考えておりますので、一個人が言って、何とかなるというような簡単な話じゃないというのが現状でございます。

私自身、いろいろな方々からの御相談もお受けさせていただきます。また、議員の方々からも御意見いただき、また、お叱りもいただきます。しっかりそれは受け止めさせていただき、必要であれば行政の中でそれをどうこなしていけるのか、私の責任において、所管の課長であるとか担当者と相談をして、何らかの答えを返せるようには努力していきたいというふうに考えております。

仕組みとしてはそういったことであるということをお理解いただき、誰かが、町民が何かを言ったからそれが全て何とかなるというようなものじゃなく、こういう議会という二元代表制の場で町民の声を積み上げていただき、議員の皆様方からしっかりと御提案いただくこと、それと行政の人間が切磋琢磨しやりとりをしながら政策をつくり上げていくんだというのが基本ではないかと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

課長級の方がいいですか、ここで何も答えなくても。これ町長にもお聞きしたいんですが、これ何で聞くかというたら、笠置町のイメージダウンになるからお聞きしているんですが、4年前から事実を知りとなっています。中町長は法学部を出ておられるし、他の自治体でも役場で9年間でしたか、勤めておられました。4年間聞き入れられなかったということですかね、4年前から知っているといっただけ提案してきたという。4年前から提案しておられるのに聞き入れてもらえなかった。職員の経験もあるんやったら、聞き入れてもらえるような方法を試されたんですか。

例えば口頭だけやったら、確かに僕でも口頭だけやったら、やはり聞き入れられないというか、その場で無理ですとか言われることはありましたけれども、やはりちゃんと資料にしてプレゼンするなりすると、何らかの答えはもらえました。

これ見ると、聞き入れられなかったというのは答えをもらっていないということにしか受け取れないんですけれども、どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、聞き入れられなかったということの中には、一定の回答をいただいて納得していただいたこともございました。やりますということでお話をいただきました。結局できなかったという、またお返事をいただきました。4年前から知っていたと書いていますが、私、忠告とか助言とか意見とか申し上げたのは3年間でございます。

3年間いろんなことをお話ししたり、提案したりしてきましたが、何一つ実現する……。1個だけですか、処理しますといっただけ処理された、1件だけやったと思います。それで、もう私のほうから行政について物を言うのはやめておこうということで、1年間はただ推移を見守っておりました。

先ほども申しましたように、大手橋の上で泣いている職員を家に連れて帰って、どうしたのかと、話を聞いたり。事実としてございます。私辞めますと言うて来られた方もおられません。

やっぱり職員というのは町の財産、もっと言えば、町民全体の財産でございますので、しっかり指導して、一緒にきちんと仕事をしていった上で、笠置町の職員やということを誇りに思ってもらえる、そういうふうな指導を続けていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そうなる、ここに書いてある4年前というのも違うし、何件提案されたのかは分かりませんが、1件は聞いてもらえているわけですね。これやとちょっとおかしくないですか。仮に泣いていた人がいるとは言うておられましたけれども、例えば不正受給のことがあって、失望して若手職員が退職していったというのは、僕はちょっと疑問なんですけれども、僕も職員の方とはかなり仲よくさせてもらっているんで、定年以外の退職した方も、若手の退職していった方も退職理由を半分以上知っています。いろいろ話には聞いていたの

で。  
ただ、その中ではほとんど自分のしたいことがあるから転職というので辞めていかれた。あとはちょっと体調不良で辞められた方というのは確かにいますが、退職理由を僕が知らないというのは若干名です。その中に、例えばこの不正受給があって、それに失望されてというのが本当にあるかどうか、さっき事実やと言われたので、それが公式な見解なんだろうけれども、例えば総務、退職理由とか知っておられますよね、職員の。当時やったら前田課長ですが、これ町長が言われたら公式見解になりますけれども、大丈夫ですか。どうですか、答えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今、西議員の御質問にありました退職者の関係ですけれども、私、総務財政課長をしております時代と、それから担当参事としていている時代から、定年退職は年齢が来たらということですが、途中退職する職員については、いろいろと以前から相談に乗ることは多々ありました。

その中で、御承知のように、最近では若年層の職員が多く辞めていきますけれども、おっしゃったとおり転職、笠置町の役場での勤務をステップにして新しい職場で活躍したいという希望を持って転職された方が若手の職員の中ではほとんどです。

すみません、町長がさっきおっしゃっていた泣いていた職員というのがちょっと分からないんですけれども、私のほうで退職した職員では全て聞き取りといたしますか、相談にも乗ってきた中ではそのような職員はいなかったように把握しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。申し訳ないんですけれども、もう一回京都民報の私の発言部分を読んでいただけませんか。

若手職員が失望して退職していくとしか書いておりません。不正受給と関連して失望して辞めていったという発言を、私した覚えがなかったので、ちょっと疑問に思っていたんですが、確かにいろんな問題で役場の中が混乱しておった。住民の中にいろんなうわさがありました。不適切な処理であるとかが行われているということも知っておりました。

若手職員がどんどん辞めていく、この中には確かに新しいことをしたい、こういうことをしたいということで辞めていかれる職員さんも確かにおられます。そのことについて、私、否定するわけではございません。私自身は悔しい思いをして辞めております。加茂の職員の中でも何人か悔しい思いをして辞めたいと言っていた職員もおりました。

結局、職員というのは町民の財産やということは先ほども申し上げましたけれども、何らかの形で町行政に失望される、町職員としてのプライド、そういうものを維持していくことが困難やというようなことになって職員を泣かすような、そういう職員についての対応はしたくないと。二度と職員を泣かせたくないということでございます。結構ですか。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長そう言われますが、これ僕京都民報に直接電話して聞きました。不正受給があつて、4年前から事態を知り、問題解決に向けて様々提案してきたということですか、不正受給があり、それに若手職員が失望して退職していったことですか、そういう趣旨ですかと京都民報に聞きました。京都民報の答えが、そうです、おっしゃっているとおりです。これは確認取られましたかと聞いたら、確認は取っていませんが、町長がそう言われましたと。

これは笠置町にとっては物すごいイメージダウンです。まして、自分が取材を受けたやつを今日初めて見られたわけではないですよ。

これ、僕いろんな人に見てもらいました、この文面。ここが分けて考えられるのかどうか。失望して退職していった人が不正受給の事柄と別に、この文面見て別に考えられるのかどうか聞いたら、ほとんどの人、ほとんどとは僕が見せた限り全員でしたが、不正受給に関していろいろ言ってきたが聞き入れません。不正受給があつて、それに若手職員が失望して辞めていった、そうとしか取られない文面やなというふうにみんな言われました。

もし、中町長が見て、これそう思わないのやったらいいです。ただ、これを見て僕はそう思うし、例えば笠置町の職員、笠置町の皆さんはどう思われるかですよ。

ここは物すごく、あと少ないんですが、自分の経歴とかにはかなり割っておられますよね。僕はもうちょっとここを、それやったらちゃんと語るべきやっただではないかと思います。

もしこれが、京都民報が言っている趣旨と中町長が言っておられる趣旨が違うんやったら、僕は京都民報に訂正記事の申入れをされるか、または笠置町として訂正記事なりの申入れをされるべきやと思います。

まして、さっきはつきり事実ですと言われましたけれども、課長に聞くとそれはないということやったので、町長の立場で言われると公式見解になりますよ、笠置町としての。その辺はどうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 本記事の内容の編集に関しまして、私あらかじめゲラを受け取ったわけでもありませんので、どこの文脈で切れるかということは考えておりませんでした。訂正ないし何らかの申入れをしたほうがよいというお話なので、それはまた検討させていただきます。

公式見解であるのかどうかというお話ですけども、現に私はここで何をしているんだというようなことのお話をされた方もおられます。これは何も近年の4年間だけに限らず、いろんな方とお話をさせていただいておる中で、いろんな問題というのが浮き彫りになってきておりました。単に4年間だけの問題ではございません。いこいの管理人さんのお話でありますとか、そういうようなお話も伺っております。

基本的に実際職員というのは法令遵守、それから、会計についてのきちんとした知識を持ってやっていただく。そのことによって、住民の信頼を得ていくというお仕事でございます。そのあたりのことをきちんとしていったら、住民の方々からの信頼の回復というのはできるんじゃないかと思っています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕が言っているのは、一般の人の立場で言うのと、町長の立場で言うのは違うと言っているんですよ。公式見解になりますよ、これは。文面もそういうふうに取りられるんですよ。これ相談してじゃなくて、かならず申入れなり訂正文を載せてもらえるようにしてほしいです。

そうやないと、さっきも言いましたが、観光というのはイメージが大事です。これで例えば、これ笠置町の人が今テレビも見ておられるし、再放送でも見られると思います。これ聞いて、笠置の役場何ていうところやと思われまますよ。笠置の役場何も聞いてくれへんのか。何もできないのかと思われまますよ。

これほかの例えば自治体で、ここ笠置となっていますけれども、これがほかの自治体の名

前やったら、僕ら何と思いますか、あのまち何というまちやと思うんですよ。あのまち何というまちや、あのまちの役場何というところや。そう思ってしまいますよ。町長の言葉から出たというのが悲しいです。必ず町長として、笠置町としても訂正文の申入れはしてほしいです。必ず訂正文なり違う見解の文章を載せてもらえるように動いてもらいたいです。

これは笠置町の観光のイメージ、もう大きくダウンしています。観光に関しては再構築すると言われたので、これで1回壊して再構築するのかと僕は思いましたけれども。そんなことはないとは思いますが、この後の対応よろしくをお願いします。約束してくださいね。できますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 基本的に職員に対してですが、笠置町の職員であるということを誇りにしてもらいたいというふうに考えております。それは今後町がどのような対応をしていくか、住民とどのように関わっていけるのかということにかかってくると思います。

京都民報さんの記事に対しましては、何らかの処置を行うようにいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕は笠置町の役場の職員はよくやってくれていると思います。人数が少ない中で、1人当たりの仕事の種類というのは、かなり掛け持ちしてやってもらっていると思います。定時で帰れる人もそんなにいないと思いますので、みんな残業してやってくれていると思うし、いろんな話も聞きますので、僕は職員の方にはお礼を言いたいぐらいなんです。必ずお願いしますよ、町長、笠置町のイメージアップ。東国原も知事になったときに何と言われたかといったら、知事は営業マンやと。中町長も町長になったんやから、笠置町の営業マンなんですよ。やっぱり笠置は観光がメインになるんやったら、やっぱりそこはイメージです。イメージを崩さないように、やっぱり言動にも気をつけてもらいたいです。お願いしますね。

最後に、中町長は前町政を批判して町長になられたわけですが、前町長の政策の何を批判して、何をやめる、そして新しく何をするのか、この前の18日の基本姿勢のところでは、どっちかという具体的なには何も出てきていなかったと思うんですが、それを教えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問です。

私が町長選挙に立候補したときに、前町政を批判したというふうにおっしゃっております

が、単なる批判と呼ぶか、評価と呼ぶかというのは受け止め方は様々だと思います。

基本的に目指しているところは法令に基づく行政ということですので、そうした行政を粛々と遂行していくという所存でございます。

当面は累積しております課題の解消に向けて取り組んでいくところですが、議会の皆様方にもお諮りしながら、全職員と一步一步住民の皆様信頼される行政を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長が立候補に当たっての新聞のインタビューにも書いてあったんですが、そこにも前町政を批判して立候補、この町には住民の意見を聞くシステムがないと言われていました。

でも、これ去年の末、今年初めにかけてタウンミーティングというのをやっています。それは議会の答弁でもあったように、総合計画のほかにもいろいろ住民の意見を聞かなあかんことがあれば、タウンミーティングなりをして住民の意見を聞いていくというのが議会でも答弁されてきました。それでも町長は立候補当時、住民の意見を聞くシステムがこの町にはないとおっしゃられていましたが、今はどう思われますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

タウンミーティングのことは私も選挙戦になってから聞き及んでおります。その計画はもっと早くからあったはずでございまして、相当遅くなってから、町長の任期満了直前にやられたと。

私個人的には、平素から区長さんなどの役員さんでありますとか、地域の方々とお話をする機会をなるべくつくっていきたいというふうに考えています。

今回の防災のことに关しましても、高度情報ネットワークのシステムの執行に关しましても、この後の住民の説明、または周知というようなことをしていかなければいけません。避難所に対するパーティションの設置なんかも考えていかないといけないし、そういうことは区の皆さんとお話をしながら進めていく。その場所で住民の方々が町に対してどのような要望を持っておられるのかというのをじかに聞いていく必要があると考えております。住民の声を行政に反映させていくという点でさらなる充実を目指したいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、タウンミーティングは知らなかったんですか。今、何か知らなかったような発言をされましたけれども。タウンミーティングをやっていたことを知らなかったんですか。

町長の答弁、ちょっと僕腑に落ちないところが何点かあるんですが、町民の意見を聴くシステムがないと言われていましたが、タウンミーティングしているんですね。そこに合計で6地区のタウンミーティングがあつて、僕は5地区ちょっと顔を出させてもらいまして、いろんな地区に意見、その地区の意見にカラーがあるので、それを聞きたいと思って寄らせてもらいました。

そこには町長、どこにも顔を出しておられないですよ。僕不思議なのが、町長になろうとする人がそういうタウンミーティングなりのことがあるのに顔を出されていないというのはちょっと不思議なんです。

例えばさっきの記事に戻ってしまいますけれども、4年前から事態を知り、いろんな問題を解決、提案した、退職している人を目の当たりにした、これ前年度の話ではないと思いますけれども、それを悶々と考えて、町長選の直前になって立候補を考えられたというのは、ちょっと僕は分からないんですね。

やっぱりこういうのは、町長になろうと思うと、やっぱり長い間いろいろ考えたりとか、いろんな人に相談なりはするんでしょうけれども、ならば、なぜそういう笠置町が町民の意見を聴くためにタウンミーティングをするというところに顔を出されなかったか。確かに日にちが合わないとか言われると、そのとおりなんです、その辺がちょっと解せないんですけども、どうですか。

笠置町が今までやってきたタウンミーティング以外に、こっちのほうがもっとこういう町民の意見を聴くいい方法があるんやと言われていたと僕は思っていたんです。タウンミーティングをやっても町民の意見を聴くシステムがないと言われてたので、もっとほかのいいやり方があるのかなと思って、そこをお聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

タウンミーティングの内容については、一定報告が出ておりますので、私目を通しております。

タウンミーティングの実施の時期について、昨年の秋以降に順次開催していくということでしたが、結局のところ開催されたのは任期直前の3月でした。そこで西村前町長がどうい



うふうなお話をされるのか、返事をされるのかということについて、私拘束される必要はございません。私は私の方針がございます。

それで住民の声を聴くということに関しては、タウンミーティングという呼び方していますけれども、いわゆる区の総会ですね。区の総会などがございましたら出席させていただきたいということで、担当課のほうに区の総会があるところは言ってくださいと。私できるだけ参加させてもらいますからというお話をしておったわけですが、今のところコロナの関係で区の総会なんかが開かれておりません。

そういうところに行って直接住民の声を聴くのも大切なことやろうということも実は西村町長に提案したこともあるんです。できるだけ住民と対話していく場所をつくっていく、住民の直接の声を聴くというのは非常に大切なことだと思っておりますので、今後いろんな形で区の説明会をやっていかなあかん。そのときにいろんなお話を聞けるということで、私自身は楽しみにいたしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長の答弁、ちよくちよく何か間違いないですか。タウンミーティングはそんな近々で行っていませんか。誰か。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

タウンミーティング、いわゆる各区の懇談会でございますが、東部区からスタートさせていただきました。令和元年11月14日午後7時から東部区を皮切りに、順次11月からスタートさせていただきますして、最終南部区のほうで12月4日に6地区の懇談会を終了させていただきました。各区の懇談会の開催状況というのは以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。おっしゃっているのが地区懇談会のことでしたら、私の記憶違いでございます。申し訳ございません。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

何で出られなかったかとかは個人的な理由なんでしょうけれども、僕はどうかとは思いますが、町長を目指すというのは直前になって決められたわけではないと思いますが、その辺も答えてもらえないんでしょうね。ですよ。答えてもらえますか、答えてもらえま

せんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） いつ町長選挙に出るか決心したかということをお尋ねかと思いますが、私ごとに関する事なのでお答えいたしません。お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町の行政に興味があるんやったら、タウンミーティングでも6回もあって、各地区ですけれども6回あったのに、どれかに顔を出されてもよかったのかなとは思いますが、4年前から町に対していろいろ意見を言っておられたんやったら。今回に関しては総合計画なので、笠置町の総合計画のタウンミーティングなので、笠置町の向く方向ですよ、それを決めるのに町民から意見を聴くという大事な大事な会議やったので、地区をまたいでどこで発言をされてもよかったとは思いますが、そういうのはないんですね。分かりました。

これからいろんな寄り合いとか、区の懇談会をされて、意見を反映させていくということなんですね。分かりました。もうそれでいいです。

冒頭に言ったとおり、町民の理解を得て、町民の皆さんと協力していくことが地方自治の基本でありモットーであると思います。町長、不信を感じるような言動はやはり謹んでいただきたいし、町の観光行政にも影響出てくると思います。やはりイメージアップ、公式見解……。すみません、ここを聞いておきたい。公式見解でよかったんですか、それが。

確かに少なからず、失望して退職していく職員はどの自治体でもどの会社でもいると思います。ただ、この文面で言ったら、不正受給に関して提案を聞き入れなかった、若手職員が失望して退職していったというのは公式見解ではないということを、まず、ごめんなさい、明言してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

記者の方がどのように受け取られたのかということにつきまして、これは公式見解なのかということですが、様々な提案をしてきましたが聞き入れられませんでした。これは事実でございます。それから、若手職員が失望して辞めていかれたというのを目の当たりにした、これも事実でございます。しかし、この両者の間には関係はございません。それでよろしいですか。

これについては、京都民報さんのほうに1度お話をさせていただくということでお約束させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

言葉を文字にするとどういうふうに取り扱われるかというのは、やっぱり怖い面があります。確かに僕も議員になったときは、新聞社から取材を受けて、僕が思っている、言ったか言わなかったかといったら言ったんですけども、言葉としては言ったんですが、やっぱり切り取られて並べ替えをされると、自分が思っている趣旨とは違う意味合いに書かれてしまうことがやはりあります。僕の場合はすぐにクレーム入れました。訂正記事まではいかなかったんですが、かなり謝罪というか、釈明というかをされました。

町長が自らこういうふうインタビューされて、いろんな発言をされるというのはかなり笠置町のイメージにとっては左右されると思います。なので、やはりここからいろんな媒体でいろんなところでしゃべる機会が増えるでしょうけれども、やはり言葉一つ一つに関して誤解されないように、その辺は自覚を持って注意しながら発言していてもらいたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

続いて、3番議員、向出健君の発言を許します。

向出君に申し上げておきます。途中で中断させていただきたいと思いますので、御了解ひとつよろしくをお願いします。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問の都合上、多少割愛させていただいたり、順序を入れ替える点がありますが、御了承いただきたいと思います。

まず、1つ目の大きな問題として、2016年度の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の補助金の不正受給の問題についてお聞きをしたいと思います。

この件に関しましては総務省から立入りの検査も行われて、予算額1,900万円のうち1,100万円以上返還をするという事態になっています。また、加算金についても既に返還が済んでいます。

この問題について、令和2年3月19日の町の文書で町内に調査委員会（仮称）を設置すると、3月12日に設置したと説明を受けていますが、その上で、顧問弁護士を加え、本件

発生の究明と再発防止、組織体制や事務処理の見直し、職員の意識改革などに取り組むとしていました。この調査委員会の進捗状況について、まず説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

調査委員会、3月に立ち上げさせていただきました、この件に関しましての調査、特にどういうふうにかうことが起こってしまったのか、原因をやはり究明しないと、解決策、改善に至らないということがございましたので、そういった取組を進めさせていただきました。

本来でしたら、年度末に中間報告をということを申し上げておりましたが、なかなかコロナの影響もあり、対面による聞き取りも思うようにいかなかったということもございまして、既にその間に刑事処分も出たということがあって、現在最終の報告書の取りまとめをさせていただいているという段階でございます。

ただ、いろいろお聞きしたお話全てを載せてもいいのかどうかという最終確認を現在させていただいております、顧問弁護士を含めて、どういう形で報告書を取りまとめできるのか、そういう詰めの段階にあるということをお願いしておきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関しましては住民にも周知をしていくということで既に言われていたと思っておりますが、この報告書等そのものを配布されるのか、どういう形で住民の方には内容をお知らせするのか、その点確認をしたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 住民の方々への周知の方法でございます。

まず、報告書最終的に今詰めの段階にあります、まとまりましたら議会のほうにまず御報告はさせていただかないかと思っております。そういう段取りといたしますか、プロセスを経て、住民周知の方法につきましては、報告書のボリュームにもよりますが、できるだけ分かりやすく、どういったことであったのか、どういう問題があったのか、どういう解決方法を取るのか、役場として笠置町の行政としての最終的なやはり心構えといたしますか、住民の方々に対する決意の表明、そういったことをさせていただけるような内容のものを住民の方々にお配りできる、簡易版という言い方は悪いんですけども、分かりやすくまとめ

たものをお配りできるようにしたいと思っております。

ただ、全文公表差し支えないということで関係者の了解を得られれば、ホームページに掲載するなど、そういった全文についての報告もさせていただきたいと考えております。

時期に関しましては、まだ少し時間がかかるかなと思っておりますが、そう遠くない時期にまとめに入らせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関して、ちょっと中身について今の段階で把握されている点あればということでお聞きをしたいと思います。

今回の件、1つは前の担当課長、いわゆる監査報告書も読ませていただいた中で、業者からなかなか領収書が出てこないというようなやりとりの場面がありました。そういう書類が不備な中、この前担当課長ですが、なぜ報告書を作成されたのか、書類が不十分であると分かっていながらも作成してしまったのか、そのあたりについて、御本人は直接その問題について回答したという記憶がございませんけれども、その点についてどのように今確認されて、どういう理由でそういうことが起きたのか、分かれば答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） この件に関しましては、監査委員の皆様方に大変御苦勞をおかけし、丁寧な、そして綿密な監査も実施をしていただきました。監査の中で分かったこと、それから、その後総務省が検査をし、本年2月に最終的に総務省の報告が出た。そして、警察の捜査が入り、刑事処分が最終的に検察庁から下されたというようなことも含めて、なぜそういったことが起こったのかということをもとめさせていただきますと、私どものほうの書類に関するやはり十分なチェックというものが、決裁プロセスの段階で欠落していたというのが、本当に尽きるという言い方は悪いんですけども、それに尽きるんじゃないかと。

そして、そのチェックをするというのは何に基づいてかといいますと、やはり法令であり、笠置町の例規といったものに基づいてチェックがしっかりやれたのかということに尽きるだろうと思っております。

特に笠置町の例規の中に補助金の交付要綱といったものの中に、補助金を交付した、その後どうするかということがしっかり書かれております。それを遵守していれば防げた話だろうと。それを担当者段階で十分認識がなく、不十分な形で文書を作り、そして、それが途中の決裁プロセスの中で十分なチェックを経ないまま通ってしまったというのが今回のこうい

う事案が起こったということの全てではないかなと思っております。

私どもとしてそれをどう解決できるのかということが今具体的なテーマといたしますか、仕組みであったり、そして、職員の意識向上であったり、取り組まなければならない多くの問題があるのではないかと、そういうふうを考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

チェック漏れだというふうに言われているんですけども、領収書というような基本的な書類というのは通常だと意識を持たれているはずなので、領収書がないとなった段階で、本来ならそれは漏れていたということではなくて意図的、分かっていてこれでよいんだと作成したのではないかなと推察されてしまうんですが、そのあたり、例えば期限が迫っており、それでもいけるんだと。

つまりまとめた、実際は返してくださいになりましたけれども、勘違いをして領収書がなくてもまとめてもよいと、例えば担当課長が思い込んでおり、それで出したということになっているのか。そのあたり、漏れるという意味とそれでもいいんだと思って出すのでは、また差異が出てくるというふうにするんですね。そういう点もしっかりと調べていただいて、もう一回きちっとした形を取っていただきたいんですが。

先ほどもちょっと他の議員からもありましたけれども、こういう不正問題というのは、現に起きたと、返してくださいと起きたと。問題は、それは職員が悪いというだけではなくて、これを機にやはり何があったのか、ちゃんと町で調査をされ、事実をきちっと説明し、具体的な改善を示すことで、逆にまたしっかりと対策をしたと。今後こういう問題については体制がしっかりと、信頼できる町になったんだということの、そういう意味を持つと思うんですね。逆にしっかりやればイメージアップにもつながる問題であるというふうに考えているわけです。だからこそ質問させていただいています。

それで、次に、購入したものについてちょっとお聞きをしたいと思います。

総務省の資料では、交付金を使って購入したものの一覧というものが別紙で添付されていましたが。それを見ますと、例えばノートパソコンについて活動実績なしというふうになっていたり、レンジの購入もされていますが活動実績なしと、ことごとく、しているものもあるわけですけども、実績報告なしという項目があります。

これについて、この事業は本当に実施したんだけど、十分書類が整備されていなかったというものなのか、本当に事業実施していなかったと認定しているものがあるのかとか、

そのあたり、どのように今されているのか、そこもきっちりやっぱり、総務省の文書ではあくまで書類上確認できないということで実績なしとみなされているわけですけれども、町としては、また単独でやっぱり認定すべきじゃないかなと、これは本当はやったんだが、書類が十分じゃなかったと。もしできていなかったらこれはなぜできなかったんだろうかという話になりますから、そこも含めて、その内容について今分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

実際に事業が行われたのかどうかの確認をさせていただきました。実績報告という文書だけではなく、その現場を撮った写真の存在、あるいはそこに参加した人の具体的なお名前、そういったものを確認させていただきました。また、実績がないというものについては、実際に物品を購入したけれども、やはり活用しなかったと、そのままの状態で置いてあるといった現物の確認もさせていただきました。

そういったことを全てやはり確認させていただき、やったものに関しましては総務省のほうも交付金として認めていただき、そして、できなかった、やらなかった、あるいは書面上も含めてこれに関しては対象外ですと言われたものに関しては返還の対象となったということで、その辺はしっかりと見極めさせていただきながら、総務省のほうにもお返しし、やりとりもさせていただいた結果ということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、この件に関しまして先ほども指摘しましたように、予算額上は1,900万円ということでした。総務省の資料では、そのうち返還請求額として1,178万5,418円と、かなりの部分を返還請求されています。

総務省としては認めている部分の交付金については返還を求めてはいませんが、これほど返還、実績なしと判断されているということは、その払われた部分についても、全体の事業を見たときに効果が本当にあったのか、意味があったのかという話になってくるのではないかと。やはり町としては、既に総務省との関係では返還は終わっていますけれども、やはり町として、この事業実施は効果があったのか、どういう効果があったのか、これ意味があったのか、そういうことも検証すべきやと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 平成28年度より、この事業を計画され実行されたと。やはり目的といったようなものはあったというふうに思っております。ただ、その目的を達成するための事務処理、その他不備があり、また、制度自体の認識というものがやはり十分できていなかったというのが結論であつただろうと思っております。

実施された、あるいは備品として残っている物に関しましては、現在私たちのほうも当該団体のほうにお話もさせていただいております。有効活用いただけるように、これは責任を持ってやってくださいと。補助金を、交付金を返還したから、もう自由にできるというものじゃなく、そもそも交付決定をしたその目的といったようなものがあつたでしょう。それに沿って現段階においても、町民の方々に対してこういったものの利益といいますか、効果というものをしっかり発揮していただきたいというお話は現在もさせていただいております。

具体的に何がどうこうというのはこれからまたいろんなことで出てくるとは思いますけれども、これで終わったという認識は持っておりません。しっかりとそういった団体の方々頑張ってもらえるように、どういった形で応援できるのか、これからの課題ではございますけれども、放置はしないということで、我々のほうも取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題について、さらに私自身も問題点を洗い出して改善策、一番大事なのはやっぱり改善、どう改善すればいいのか対応策だと思うんですが、この問題について、最後、基本的な今回の事件の、先ほども少し答弁にはありましたけれども、この事件が起きた大きな要因であつたり問題点や課題、そのあたりをどういうふうに捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

問題点というのを幾つか、これはやはり分けて考えなければなりません。私どもが課題として認識し、そして対応できるのは、あくまで行政として責任が持てることというふうに認識をしております。

刑事事件としてどうであつたかどうかというのは、既にそういう刑事事件としての判断が出て、しかるべき処分が下されたということで、そこまで言及する立場にはございませんの



で、行政としてどうかということに御質問のほうお答えとしてはさせていただきたいと思っております。

先ほど少し申し上げました。やはりこの役場の中の組織の中で、こういった事業といったようなものを組み立てる段階から、本当にその事業が有効であるかどうかといったことを十分役場組織挙げてチームとして考えていくという、そういう土壌、風土、そういったものがまずは欠落をしていた。特に地方創生のこの関連事業というのは、一気に予算が下りてくる。ばたばたと多額の予算を執行する中で、そういったことも考えないで、お金が来るから、来るからということでやってきたというのが経過であり、戦略もないままお金の執行に多大の労力を費やす。

そういった中にこういったことも1つはあったのではないかと。予算を使い切る、予算を獲得する、そういったことがまずは必要であった。そのために、多少の事務処理に関して飛ばしてしまうという言い方は悪いんですけども、不備があったとしても、これは急いでやって年度内に執行しなければならない事業だからといったような形でスルーしてしまったというチェック体制のやはり脆弱さといいますか、根本的な問題もあったと思っております。

これは、こういう補助金関係に限らず、役場の中で1人の担当者が担当したことが、もうその人任せになって、あとの人間は十分なチェックをしないということで、起案が決裁を得るということも多々あったと思っております。それはやっぱりあってはならない、監査のほうからも厳しい御指摘をいただきました。主担当がおれば、副担当を設けて、起案の中で明記すべしということをして西岡監査委員からも厳しく御指摘をいただき、現在、そういった仕組みに今取り組んでおり、明確に副担当の者が判こを押し確認する。そして、担当課長もその内容を確認する。そして、私どものほうに廻ってきた段階でおかしければ、おかしい内容に付箋をつけて返すということで、ただでは通さないという言い方は悪いんですけども、そんな簡単に決裁は通るものじゃないということで、中身を十分見させていただくというシステムに変えさせていただきました。

尽きることは何かというと、役場というのは法令、例規に基づいて運用されております。そういったものを職員個々が認識をし、その背景となる、根拠となる法令、例規に基づいてその事務処理が適切に行われたかどうか、まず、担当者がその認識を持って処理を進める。そして、判こを押す決裁途中にある人間も同様にその認識を持ってチェックを進めていくことができるのかどうか、そういう人材の育成、資質の向上といったようなものが課題であり、それに対して職員の育成、そして体制の見直しといったようなことに取り組まなければなら

ないと考えております。

重複した内容でございますけれども、やるべきことは非常にシンプルだと考えておりますが、それがなかなかできないといったようなことも、どういったところに原因があったのか、またそれも原因を追及し、ぜひこういったことが起こらないように信頼回復をしっかりとさせていきたい。笠置町役場というものは法の理論に基づいて機能しているということ笠置町の皆様にお示しできるようにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関しまして、数人程度ですけれども、どうなっているのかと、やっぱり住民の方から声をお聴きしていることもあります。

そこで、町長にお伺いしたいんですけれども、やはりこの問題に関して、議会では答弁をいただいていたたり、部分的には文書が出ているものもあるんですけれども、総務省の関係でもホームページに載っていますが、町としていまだに公式な形で住民へのお知らせということが、まだ公式には行われていないという中で、最低限町としてはこういう判断、こういう問題でしたと、やっぱり住民にきちっと知らせることが行政の信頼ということに関わってくる問題だというふうに思います。

町長として、その点についてやっぱり知らせていくこと、住民には説明をすること、これは大事だとそういう認識をお示しさせていただきたいと思っておりますので、その点答弁をいただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問ですが、本件に関しては幾つかの指示を複数回にわたって出させていただいております。最終的には職員の今回の事件が組織的な問題であったということに尽きます。

それは先ほども申しましたけれども、縦割り行政の中での無責任な対応ということがありました。ほかにも職員の個人の資質の問題、もっと具体的に言えば、きちっと研修を受けてきたのかというようなお話でございます。

それぞれについて既に所要の処理を済ましておりますが、どういった内容での御報告をさせていただくかというのは、また、調査報告書の中に入れさせていただくとともに、今後の方針については、また別の形でお知らせをしていくようにしたいと思っております。以上で

す。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、1点指摘しておきたいことがあるわけですが、組立ての段階から本当にこの事業が行われる、実行できるものかとか、効果とかを図るということを言われました。それはもちろん1つの大事な視点だと思います。

それともう一つ、聞いている範囲では、やはり領収書がない段階で、本来ならやっぱり業者に指導する、これは交付金の対象にならないんじゃないかと。実績報告書上げる前にやっぱり指導するのが先だったと思うんですね。こういう個別の具体的なことに対して、やっぱり領収書がない場合については、実績報告書は作らないとか、具体的な対応としてそういうことも含めてしっかりとした報告書を作成していただいて、住民にお知らせをいただきたいと思います。

特に答弁は結構ですので、1つ目の問題はこれで終わらせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 最初、向出健議員に中断を言うたところ了解いただきました。

この際、暫時休憩をします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時01分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中の西君の一般質問の中で、笠置テラスの分について、総務財政課長が区長に承認を得たという、どちらか分からないというふうな話が出ましたので、総務財政課長、確認。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼します。午前中、西議員のほうから質問いただきました東部のサテライトオフィスについて、専決のほうで指定避難所ということで追加指定のほうはさせていただいたということを区長さんにお話されたかどうかということで、ちょっと再度確認させてもらったら、きちりできていなかったということですので、また改めて区長さんのほうにはお話をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） もう一件ございます。中町長に申し上げます。西君の答弁のときに、西君という言葉が発せられたと思うんです。次からは西君とは呼ばないでください。以上です。

これから会議を続けます。

一般質問を続けます。向出健君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

2つ目の問題に入りたいと思いますが、一言だけ1点目のことについて、住民の方から法令遵守推進に関する条例制定を求める陳情書というのが出されていると。住民の方からも法令の遵守ということで求められているということも重く受け止めていただきたいことを一言添えておきたいと思います。

それでは、2つ目の問題、防災対策についてお尋ねをしたいと思います。

浸水害の想定域について、国のほうのデータ入力に誤りがあって、想定水深の深さが大分変わったということがありました。これに伴って、大幅な防災計画の見直しをしていかなければいけないとは思いますが、場所によっては8メートル級であるとかいう数字も示されていましたけれども、町内だけで対応するのはなかなか困難ではないかなというふうに考えています。

特に事前に大規模な大型の台風が来るとか、特例警報が出ているとか、そういう特別な状況においては、事前に他府県であったり他の市町村に避難をすると、そういったことも考えられるのではないかなと思うんですが、そのためにも、ふだんから準備を進めて、協定も結んで、いざとなったときにどういう場所、例えば大都市圏であればホテル等そうした施設を一時的に避難所にする、生活の場所にするといったことも含めて対応していくべきじゃないかなというふうに思います。この点に関して、どのように考えているか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、浸水深につきましては国の誤りがあったということで官報の訂正とかがありました。それに伴いまして、今後起こり得る大災害においては、議員おっしゃるように、他の市町村とのそういった協定等も結んでいかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、3密のことも先ほど出ましたけれども、3密の対策をしようと思えば、先ほども出ましたように避難所、避難ができる場所を増やしていけないといけないと。これもまた場所の確保の困難さもある中で、今言ったように他町村や他府県との連携、場合によっては場所を借りたり、避難所を借りたりすることも含めて進めていくべきではないかなと。3密に

関しても関わってくる問題ではないかなというふうに、3密を避けるためにも必要ではないかなというふうに考えています。

それで、防災、様々な対応策が必要になってくると思うんですね。先ほども言ったように浸水害でいえば、垂直避難ということで比較的高い建物を建てなければいけなくなってくる。町内で整備しようとするればそういう問題が出てくる。

それから、地震でいくと、まず被害を小さくするために、度々取り上げさせていただいていますが耐震ですね、やはり耐震をしっかりとしないと、最初に地震があったときに崩れる建物が多ければ多いほど被害も大きくなりますし、後の復旧、災害救助も大変になってくるということで、こういった対応も必要になってくるだろうと。さらに食料の確保ということでは、一部進められていますが、コンビニであったり、様々なホームセンターもされているということですが、協定を結んで食料の供給をしっかりとしていくということも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

そこで、住民の方にやはり、何でも優先順位をつけるのがいいのかどうかはあるんですけども、こういう形でこれは整備していく、これはこの時期、段階で問題の対策を図っていくというような防災対策のロードマップのようなもの、こういうふうに進めていくということを示すことが、住民に対して防災のときにどう動けばいいのか、どういう対策がされていくのかというのが分かる大事なものではないかなというふうに考えています。

そこで、当町としては、住民に対してそうしたものを示すということに関してはどのようにお考えか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいま向出議員より御指摘のありましたとおり、南部区を中心に、淀川河川事務所より想定浸水深の訂正がありました。これによって、町内全域の防災・減災の見直しというものをしていかなければいけないということも承知いたしております。

まず、ハザードマップについての地元各区への周知と説明を行っていく必要があります。仮に大規模水害が生じた場合、国道が遮断され、防災対策本部に集まる職員数等を勘案すれば、避難所での対応というのが職員だけでは不十分になるということも十分に予想されます。そうなってくると、各区での自助努力ということがどうしても必要になってまいります。

加えて避難経路の設定、見直しというものも必要になるかと考えております。特に問題となるのは要介護者の問題でございます。現在、大規模水害等に対応可能な避難所としては、

小学校の体育館や産業振興会館の2階というようなところしかないというのが実情でございます。

先日22日、山城広域振興局の局長さんらが笠置町の防災パトロールに御参加いただきまして、避難に関するアドバイスもいただきました。そういうことを踏まえまして、早急に地域住民の皆様と一緒に、避難場所や避難経路に関する御意見や御要望を伺いつつ地域防災の在り方を検討し、地域防災計画に反映させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、いざとなったときにいろんな、ハザードマップであるとか、避難の仕方のパンフレットを配るとか、そういうこともされてきてはいるんですけども、やっぱり具体的な訓練と申しますか、訓練であったり、そういう講習の場を増やしていただくことがあれば、やっぱりこういうときはこう動いたらいいんだということが入ってくると思うんですね。

なので、そうした場をたくさん設けていただくようにちょっと思っているんです。本当に住民の方がいざとなったらどうするのかと、このときはどうしたらいいんだろう、家にいていいんだろうとか、そういう不安もあつたりすると思うんですね。そのときにぱつと行動ができるように、こういうときはこうしたらいいんだと分かるように、そういった場をたくさん設けていただきたいというふうに考えているんですけども、その点はどうかお考えか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民の訓練ということでございます。防災訓練については必要だというふうに考えておりますし、消防団のほうにも相談をかけさせていただいているところでございます。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密を避けながら訓練をしなければならぬということで、どのようにできるかも含めて、また検討していきたいというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それで、3密対策ということでちょっとお聞きをしたいことが。3密を避けるための対策としてちょっと幾つかお聞きしたいと思うんですけども、今後、夏場に向けまして、エア

コン等必要になってくる関係がありますけれども、一方で換気もしないといけないとなったときに、そういう換気対策はどういうふうを考えて実施されていくのか、夏場との兼ね合いということが出てくるかなと思います。

さらに、マスクの着用もいいんですが、特に高齢になってきますとなかなかマスクというのは息苦しいというような問題もありますし、そうした対策等もどうしていかれるのか、お聞きをしたい。

さらに、特別な対応として、今回ダンボールベッド、仕切りのあるものを購入するということでしたけれども、こういうのも職員が扱いに慣れていないと、いざといったときに手間取ってしまうということがあっては問題ですから、こうした対応についても職員の訓練、扱いにたけていくためのそういう時間も確保していかないといけないんじゃないかというふうに思います。その点に関しては、今どのように準備を進められようとしているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、3密解消の換気というようなことですが、換気につきましては、京都府のほうから一定の指針というものをいただいております。1時間に2回程度換気が求められております。そうした場合において、情報の周知の徹底に努めてまいりたいというふうに思っております。

マスクの関係でございますが、議員おっしゃるように、やっぱり夏場になってくるとなかなかつらいものがあると思うんですけれども、マスクをすることによって熱中症とかいうことも起こりかねますけれども、そこら辺は換気とかそういったところも含めながら、やっぱりできる限りしていただくのが重要なかなというふうに考えております。

それから、仕切りなどの件でございますが、さきのこの前の議会のほうで予算のほうを認めていただきました。予算の早期執行に努めるとともに、運用についても万全を期していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっとお聞きしたかったのは、エアコンをかけながら換気をすると、やっぱりせつかくのエアコンの効果が失われたりするのではないかと。だから、何かエアコンの効能は保ったまま換気する特別な装置をつけるとか、何か方法はできないかなという意味合いで質問させ

いただいているんですけれども、このあたりはちょっと何か対応策がないのか、できるのか、それを考えていただきたいということと、マスクについても、例えばダンボールベッドで仕切りがあるというのは、まさにマスクをしなくても仕切りによって防ぐという効果も期待できて、比較的楽に過ごせるのではないかという効果があると思うんですね。

だから、機械的にマスクをしなければいけないということを決めるのではなくて、こういう場合はしなくても防げるんじゃないか。ほかの方法で対応できるのではないかということも検討が要るんじゃないかということを思います。その点について、再度これでいくということではなくて、対応何かないのかということは、ちょっともう一度きちっと検討いただきたいと思います。この点について答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

換気ということで、役場のほうでも今空調をつけながら玄関等の窓を開けながらということをしていただいています。定期的に関開かせていただいています。

避難所でのことで、議員おっしゃるように、空調的ななかなか効かないのではないかといいところなんですけれども、やはり空調と換気扇のあるところは換気扇を使ったりとか、また、扇風機であったりとか、何かいろいろな対策はできるのかなと思いますので、そこら辺はちょっとまた研究させていただきたいというふうに思っております。

パーティション、マスクの関係ですけれども、議員おっしゃるように、2メートル圏内です、人がおられないというようなときはマスクを外したりとかいうようなことも可能なかなというふうには思っております。

一律的に必ずマスクをするということではなくて、状況に応じてそういったこともまた周知させていただけたらなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

国のほうの書き方ですと、30分に数分程度の換気ということで示されていたかと思えますけれども、それで十分にエアコンの効能と兼ね合いが取れるのであれば、場合によってはもうそのままということもあると思うんです。問題は要するに策を講じていただいて、これがベストだろうというものを実施してほしいということです。

それでもう一つ、今キャンプ場の開放等も言われて、話先ほど出ましたけれども、発熱をした場合の今の対応というのはどうなっているのか、病院への搬送とか、場所の隔離ですね、



発熱している方と発熱していない方の場所の隔離等も必要になってくると思うんですが、どういう対応を今考えて準備されているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

体調不良の方に対しての対応のことだと思います。受け付け時における体調の確認などをして、そういった方がおられた場合、今現状それぞれの避難所というのは狭いところが多いですので、一遍ちょっとまた別の避難所ではないところへ避難していただくというようなことも1つの対策なのかなというふうに現在は考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどほかの議員からも質問でありましたけれども、場所を例えば分散してつくった場合に、誰をどこの方がそこに避難するのかという話しも出ましたけれども、今言った発熱の話も似たようなことでやっぱり決めておかないといけないと思うんですね。この場所は発熱の方にする、比較的収容する場所にするとか、病院の搬送ルートをちゃんと確保して、すぐ病院に運べるようにしておくとか、そこもちゃんと対策を取っていかないと、後手後手に回ってしまって問題が起きるのではないかというふうに思います。

3密というのを避けるというのは今回の新型コロナウイルスの中で特別に出てきたことですが、今後もどういふ病気なり、そういうものが流行するかも分かりませんから、対応を恒常的なものとして考えて、やっぱり今のうちからきちっと準備すべきじゃないかなというふうに思っています。

今のままでいくんじゃなくて、再度しっかり検討していただいて、具体策も含めて提示をしていただきたいと思います。この点については、しっかりと検討を求めて終わりたいと思うんですが、よろしくお願いをしたいと思います。

それで3つ目、最後の問題について入りたいと思いますが、新型コロナウイルス対策というところで、先ほど少し関わった話もありますが、質問させていただきます。

1つは持続化給付金の問題です。持続化給付金というのは、収入がある月、今年の前年度の任意の月を選んで前年度の事業の月と比較して50%以上減少した場合が対象ということで基準が示されています。ところが私、直接業者の方、町内回った中で、3割ぐらい落ちているが対象にならないという声も実際ありました。

こうした国のこの持続化給付金だけではありませんが、国の支援から漏れる業者の方、ま

た個人の方も含めて、第2次補正が国のほうで決まり、今後また予算がつくということですが、けれども、こうしたところに対策を回すべきじゃないかというふうに思っています。現段階で何か想定されていることや、これについて考えがあれば答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナ対策における事業者への支援制度についての御質問かと思われそうです。持続化給付金、今確かに議員おっしゃっていただいたとおり、50%以上減少しているといったことが条件となっております。

ただ、この持続化給付金以外にも様々な助成制度でありますとか融資制度等ございます。笠置町におきましても、これまでからこういった各種の支援制度につきましては、商工会さんとも連携をさせていただいた中で、ホームページへの掲載や各窓口でのパンフレットの配布など周知に努めてまいったところでございます。

現在も国・府の給付制度や融資、また補助など様々な施策が行われているところでございます。こうした中、私どものほうも商工会のほうに確認をさせていただいたところ、全く受けられないような助成等がないといったような御相談につきましては、商工会さんのほうでもお聞きをしていないというようなことでございます。

実際このような事業者様がどれぐらいおられるかという部分につきましては、把握が非常に難しいかなとは思いますが、御相談等がございましたら、繰り返しになってしまいますが、今現行ございます各種制度等の活用について、情報提供等させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

現在はそういう受けられないという声は商工会を通じてないというふうに言われていますけれども、やはり実態を町のほうもしっかりと業者さん、そんなに数もないと思いますので、把握をされて、こういう場合はやっぱり補償すべきじゃないかと、国とか府とかの支援対象から外れているものがあるようであればやはり積極的に、第2次補正では大分下りてくるというふうにも言われていますけれども、まだ内示はされていないというふうにお聞きしましたけれども、有効活用するために、待つ姿勢ではなくて、やっぱり積極的な対応を求めたいと思いますが、町長、どのようにお考えか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

まだ公表しておりませんが、昨日午後、夕方になってから、地方創生臨時交付金に関する実施計画の交付上限額についての通知が参っております。ただし、内容についてはまだ全く精査ができていない状況なので、どのようなことが可能なのか、これから研究していくという形になると思います。

1つ考えているのは、パーティションなど避難所用の用品の補充、拡充ですね。あとはブルーシートなど災害用の物品の購入、ほかには小学校のコンピュータ化の問題がございまして、教育委員会のほうからも結構大きな金額の予算要求が出ております。

これは昨日の連合でのお話で、隣村の村長さんと町長さん、3者でお話をいたしまして、どのように対応していくのか、一緒にやっていくということで確認を取ってきたわけですが、まだそれも予算のヒアリング等々全く行っておりませんので、具体的にこういう金額でということはまだ出せておりません。

具体的に考えておりますのは、やはり地域の要望に1つずつ答えていけるような内容での交付金の使い方をしたいというふうに考えております。まだ具体的に何も詰めておらない状態なので、全容、全体像というのをお話するわけにはいかないんですが、そのようには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私本当に実際にお店をやっておられる方のところに直接お話を聞きまして、お困り事であるとか、どういう対応策が必要ですかとか、実際お聞きをしている中でちょっとまとめながらこの質問させていただいているんですけども、実際声を聴いていただいて、それも反映するということが今言った答弁にも合う中身ではないかなと思うんですけども、内容はこれから考えるということでしたが、第2次補正予算も下りてきますから、ちょっと幾つか、答弁はいいんですが、対応策として考えられるメニューとして、ちょっと参考にいただきたいことがあります。

他の自治体で例えば水道料の減免をやっているところが結構あるということで報道もされていますけれども、そうした減免はどうかとか。あと、ゼロ歳から中学生までのお子さんについては特別に1万円を給付するということになりましたけれども、高校生以上の大学生も含めて学生の方への支援というところはどうかとか。あと、お店をされている方はお店を運営するに当たってガイドラインということでこういう対応をしてくださいと。新型コロ

ナウイルス対策ということで来ていたりするわけですね。特別に費用がかかる場合があると。そうしたことに対する補助をしていく視点とか、こういった様々な視点があると思うんです。

第1次補正の特別臨時交付金については、ここは全然入っていませんでしたから、ぜひまさに新型コロナウイルス対策ということであれば、今言ったようなことをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。ちょっと検討するかどうかだけでも答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問ですが、交付金の使い道について一定の用途が指定されておりますので、その中でできる限りの対応をさせていただきたいというふうには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） ただいま向出議員の御質問の中で、水道料金の減免についてのお話がありましたので、その点につきまして、担当課のほうから御説明させていただきます。

新型コロナウイルスに関しまして、その新型コロナウイルスの影響により水道料金の支払いが一時的に困難になった御家庭、世帯につきましては、基本簡易水道事業給水条例並びに施行規則に基づきまして、対応できるものと考えております。

担当課といたしましては、そういった相談があった場合、まずは支払い期限を猶予する徴収猶予をもって対応するよう課内でも確認しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して水道料金の免除ということでございますが、京田辺市であったり久御山町であったり、第1次の中で基本料の減免を行ったところもあるようでございます。これも課内におきまして、また、町長に対しましても、その必要性を相談させていただいた経過がございます。

そのような中で、本町の水道料金の基本料金の免除という内容は世帯の、これを費用対効果と云っていいのでしょうか、そういった中などを考慮いたしましても、本町の水道基本料金は効果的には薄いのではないかと云った中で、基本必要世帯においては、先ほど申しました条例や施行規則、徴収猶予をもって対応して、今回現在は対応していこうというふうなことで検討、調整させていただいたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問の中で、税と特定されているものではなかったんですけども、ちよっ

と御質問にありましたので、お答えさせていただきます。

税の減免につきましては、今までも町税については減免制度がありますので、それを利用させていただいております。国保税についても規則の改正をして対応しております。また、ほかに介護保険料とか後期高齢者医療の保険料につきましても、規則の改正なり条例の改正などを行いまして、減免制度を導入したところでございます。これは5月の臨時議会であったり、規則は町長決裁でさせていただいております。

税については減免もありますけれども、徴収の猶予というのも御利用いただけるように、これは周知をさせていただいております。ホームページであったり、それから納付書発送時に同封させていただいたりしております。徴収の猶予につきましては、最終、猶予ですので、納期限の延長であったりということではございますが、延滞金の免除であったり分納であったり、年4回というところを町税でしたらもう少し回数、毎月少額にしてお支払いいただくとか、そういう制度も御活用いただけますので、そちらにつきましては、またホームページなりで周知させていただいておりますので、住民の方も御活用いただけたらと思います。

また、問合せについても数件ございました。対象とならない方もいらっしゃいましたが、お問合せも住民さんのほうからもいただいておりますので、今後もそういう問合せについては御対応させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問通告の中には税の減免等も書かせていただいておりますが、今質問の中では直接触れませんでした。答弁をいただきました。

それで、今言われたようなことですね、後期高齢者もそうですけれども、国保税の減免、世帯主の方が3割以上減収になった場合等を条件として減免をする制度、また、介護保険についても同様の制度があるということなんですが、期限の問題ですね。期限を短く切っている自治体もあるようで、期限をどのように考えるのか、申請の期限ですね、ということの問題とか。

ホームページ等にはいろいろ周知いただいていると思うんですが、やはりしっかり皆さんがこの制度があるということが分かるように、周知にも力を入れていただきたいなと思っております。この問題について、最後はどういう丁寧な対応をいただけるかどうか、ちょっともう一度答弁をいただいて終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

期限につきましては、納期限までにということでございます。国保税に関して言えば、6月末が第1回の納期限にはなっておりますが、毎月納期限がございますので、そこらのあたりの対応になるかと思えます。

ほかの税につきましても、住民税につきましては今月末、固定資産税につきましては既に納期限1期目は来ておりますが、今後延長される場合につきましても、最終の納期限が1月末になっておったと思えますので、そこまでは申請が受け付けられるものなのかなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料と後期高齢者医療の保険料なんですけれども、対象になりますのは令和2年度分の保険料が対象になります。おっしゃられていました広報なんですけど、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国保税につきましては、7月の広報紙に掲載させていただく予定としております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

続いて、4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

新型コロナウイルスの対応、対策についてお聞きします。

町における特別給付金の支払いは、18日の町長の行政報告の中で95%支払われたと言われましたが、残りの5%の進み具合はどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

町における特別給付金の支払い状況ということで、国の調査基準ベースでお答えさせてもらいますと、6月17日現在でございます、給付済みの世帯数は608世帯ということで96.1%に支給済みでございます。

その調査後、国の調査後、また新たに9世帯の方にお支払いをさせていただいておりますので、6月22日現在では97.5%というふうになっております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

国、京都府の対策以外に、町独自の何か対策取られますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスに関連しての町独自の取組ということだと思います。5月の補正でも上げさせていただきました、商工観光課のほうで、京都府の休業要請対象事業者支援給付金に基づいて京都府が支給決定した事業者等に、笠置町が京都府の支援給付金と同額を上乗せ支給させていただくであつたりですとか、また、6月補正で上げさせていただいたように商工会が実施するプレミアム商品券への上乗せ、また、保健福祉課で、これも6月に上げさせていただいた、学校が休校となって新たに負担が発生した家計を支援するため、中学生以下の子供がいる御家庭に対しまして、子供1人当たり1万円を追加給付するといったような事業を今後させていただく予定でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

避難所の3密に対する対策は講じられておりますか。大阪府の場合は、避難所は1メートル間隔を開けてダンボールの高さを従来より30センチ上げるといので講じられたと報じられておりますが、笠置の場合はどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

さきに御質問いただいた議員の方からも同様の御質問があつたかと思ひますけれども、避難所の3密ということで、さきにもお答えさせていただきましたが、災害の種類や規模にもよりますが、通常の避難所の開設よりも増やすと、多くの避難所を開設するというようなことも想定しております。

また、分散につきましては、また今後検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） 京都府の場合、この避難所に限って全体で3,000万円の補正が含まれておりますわね、京都府で。それと避難所に関してのバリアフリー化、トイレの問題等がありますが、行政はどのように対策を取られますか。今、観光地のトイレ、商工地のトイレ、全部蓋を置いて流してくださいというて全部出ているんですよ。笠置の場合どう取られます

か。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現状ではバリアフリー対応の公共施設というのは、つむぎてらすと産業振興会館です。公共施設のバリアフリーについては、予算の関係もありますが前へ進めていきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 今言うておられた産業振興会館とかそういうバリアフリーできているよなところと違って、バリアフリーできていないところのトイレとかバリアフリー化は、どう行政は捉えられますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算の関係もありますけれども、少しでも進めていけるように努めてまいりたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

この問題は前回聞いても回答が完全な答えが返ってきませんので、その次、病院、デイサービス、社協、つむぎてらすに対して、コロナのための必要資材の援助は考えておられますか。

社協は補正で20万円払いましたわね。ほかのところに関しては何か考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

社協のマスクの事業に補助20万円ということで、この前の補正で認めていただいた分でございます。そのほかに援助といいますか、資材の支援ということで、町内の医療機関ですか、デイサービスセンターにつきましては、4月の段階でマスクとか消毒液とか不足ないですかということで声をかけさせていただいております。そのときには、今現状大丈夫ですよということでしたので、今後また何かあれば声かけてくださいねということでお伝えしているところでございます。

今後要請がありましたら、マスク等備蓄にあるものにつきましては、可能な限り支援して



いきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

デイサービス、今言われましたけれども、近隣のデイサービスというのかな、あそこでコロナが発生したため、笠置の人も短期で行っておられた人がおられるため、デイサービスはどちらでも来てくれなくても結構ですと言われたのは、結局フェイスシールドとかが多分まだ常駐で置かれていないからやったと思うんですけれども、フェイスシールドとかどうですか。もう常駐でデイサービスとかは置かれる予定はありますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

デイサービスのほうのフェイスシールドということなんですけれども、ちょっと確認は取れていないんですが、町のほうでもコロナの関係の対策の消耗品というのは幾らか補正予算を見ていますので、また必要があれば支援したいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

続きまして、1校に小・中・高・特別支援学校に対して100万円から300万円の金が支払われますが、これは東部連合のことになると思いますが、笠置小学校に関して、何かに充てられる予定はありますか。または、東部教育委員会で取りまとめられるんですか。答弁できる範囲でお答えいただけますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。田中議員のただいまの御質問ですが、私の知り得る限りですが、学校への財政措置ということで小・中学校に100万円ないし500万円の財源措置がされるということは承知しておりますが、教育委員会予算に関しましては、御承知のとおり、町長部局の所管ではございません。連合教育委員会の中で議論され、適切に執行されることになるであろうと予想します。現在承知している内容は以上でございます。

ただ、先ほど少しお話しましたが、小・中学校のIT化、いわゆるGIGAスクールの構想について、所要の費用の請求が教育委員会部局のほうから上がってくると思います。それに関しては、適切に精査した上で執行していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 今、町長の答えだったら、結局教育委員会で取りまとめるということですね。それで別途引き継ぐことにして。

それでしたら、続きまして、もうこの問題はやめまして、いこいの館をどのように活用するか考えておられますか。現状でいこいの館の再オープン、またはほかに活用されるか、修繕費の補正はつけておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問です。

いこいの館について現在どういうふうになっておるのかという御質問だというふうに理解します。

京都府さんにも入っていただいたプロジェクトが、現在停止状態になっています。これはコロナ関係のことがあったのと町長が入れ替わったというので、そういうことでしばらく停止しておるとい状態になっています。

それから、先ほど浸水深の問題が浮上してまいりました。こういうことも踏まえて、今後の活用について見直しをしなければいけないのかなというふうな感じは受けておりますが、現在のところ京都府との打合せがまだ全くできていない状態なので、それが進んでいき次第、議会にも報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

最後に、町長がいこいに対するどのようにしたいかと思う、町民の声を聴いてとかじゃなくて、そういう返答じゃなくて、町長の思いはどうですか、いこいの館に対して。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

御承知の方あまりおられないと思うんですけども、いこいの館が開業して、少し施設を増築というか改修された、露天風呂なんかを設置されたときに、私いこいの館のパンフレット用の写真、随分取らせていただきました。

私、実はいこいの館自体については、なるべくなら継続させていきたいというふうには思っていますが、町長選挙のときにも申し上げておりましたけれども、経常経費が大き過ぎるということで、これをどうしていったらよいのかと。このままの状態でも継続していったらいいのかどうかということになると、これはちょっと否定的にならざるを得ないのかなというふうに考えています。

目標の来場者というか、入湯者の人数を設定して、そこまでの状態に持っていけるかどうかというのが非常に大きな問題になっています。規模縮小するといったって、かなりの設備投資が必要だし、また、完全転用ということになりますと補助金の返還問題なんかも生じてきます。

この問題については、わざわざ京都府さんにも入っていただいていることなので、ちょっと時間をかけて検討しなければいけない問題になっていくのかなというふうには考えております。

個人的にはあったほうがいいなとは思っていますが、水没する可能性があるということなので、その辺のことも踏まえた再検討を余儀なくされているという状況だというふうに私自身は感じております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後1時54分

再 開 午後2時04分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。6番議員、松本俊清君の発言を許します。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今日、一般質問なんですけど、町長の初めてですので、皆さん方質問されたこと重複するかもしれませんが、再度お尋ねいたします。

最初に、いこいの館に関してなんですけど、温泉と食堂、閉めたままになっていますが、今後どのように利用されるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 温泉と食堂の御質問でございます。

先ほどもお答えいたしましたけど、明確な方針はまだ出ておりません。個人的に小さいキッチンでもあればいいなというふうには考えておりますが、運営形態どういうふうにするのか、根本的なことがまだ未定でありますので、お答えするのはちょっと控えさせていただきます。

閉館も他の利用の転用も、このまま継続していくという方法も、全て選択肢の中の一つとして考えておくことだけ申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

いこいの館は笠置町にとっては大きな資産なんですね。在任されてからまだ検討されていると。閉館するんですか、それともほかの利用方法を考えておられるのか、その点どうなんですか。町長のはっきりした見解をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。松本議員の御質問です。

閉館するののかという御質問ですが、閉館してもう何も使わないということは私の考え方の中には入っておりません。もちろん他の利用方法、縮小、このままでやっていくということの3つの中からの選択になるかと思いますが、これ京都府さんにも入っていただいてお話をしている途中だということなので、これ以上のことは少し申し上げるのは控えさせていただきますと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

そうすると、ほかの利用方法は本当言うと考えておられるのか、その点どうなんですか。これは前町長のときにほかの利用方法、老人ホーム等どうだというような意見も私は発言しているんですよね。だから、前町長からどのように引き継がれたのか。そして、現町長はどのようにお考えか、それを聞きたいんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。先ほども回答しましたように、京都府さんにも入っていただいたプロジェクト、その結果等、また浸水深の問題等を含めて総合的に判断せざるを得ない。京都府さんのプロジェクトが現在止まっておりますので、そこから先には進められないという状況でございます。

もちろん転用するということの中には、一部役場の公共機関の移設などというようなことや売却というようなこと、また、転用というようなこと、いろんな利用方法についての御提案があったということも承知いたしております。それら全て選択肢の一つとして、これから検討させていただくということになるかと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 今現在閉館していますね。先ほど話によると府とかの指導で検討するということですか。

そこでお聞きします。閉館されているいこいの館、町長も御存じのようにあちこちに看板

が立っていますね。閉館しているのにその看板を見てお客さんが来ているんですよ。その点どのようにお考えか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

閉館ということよりも温浴施設が休業、そして、食堂も閉鎖しておりますという正しいアナウンスができ切れておりません。今現在掲出しておる看板は全館オープンしているかのよう誤解を与えているというのも事実でございます。それをどう対応できるのかに関しまして、現在まだ具体的な手だては講じられておりません。大変申し訳ないことでございますが、極力現段階ではインターネットあるいは様々な広報活動を通して、現状はこうでございますということはお伝えさせていただきながら看板類をどうするかについては、少し具体的に検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、具体的に検討するという話なんですね。しかし、いつから温浴施設は、食堂は閉められたんですか。まだ検討されているんですか。そんなことで通るんですか。やるからにはやはり期日をはっきりと決めてやるべき問題じゃないですか、町長。どうですか。温浴の看板、国道163号の看板はどうされるんですか。御返答ください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま松本議員のほうから御指摘をいただいたとおりでございます。

国道163号に掲出しております看板、昨年の温浴施設の休業、それから食堂の休業以来全く変わっておりません。大変大きな誤解を与えているという1つのアナウンスになっております。

いつそれを改善するのか、どうするのかに関しまして、いついつまでにやりますということのお返事はすぐにはできませんが、我々のできるだけ早くという言葉信じていただきながら、看板の撤去になるのか、あるいは文字を一部変えるのか、そのあたりを具体的に作業として進めさせていただきます。そう遠くない時期に、看板類幾つか立っておるところに関しましては修正をかけさせていただき、誤解のないように、特に車で来られて、突然いこの館が、温浴施設がやっていないんだということの誤解が生じないような看板類について早急に対応させていただきたいと、こういうふうと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今看板の話しましたが、副町長並びに町長はその看板を見られているはずなんですよ。国道 163 号、草畑の看板はどうなんですか。

それで、9 月から全然営業やっていなくて、まだ検討している。そんなことで物事が通るんですか。もう少し積極的に取り組むべき問題じゃないですか、町長。

そこでお聞きします。以前ありましたいこいの館の問題点、指定管理料、どうなったんですか。一応それを説明してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の看板の件、これはもうはっきり申し上げまして我々の怠慢でございます。誠に申し訳ございません。早急に対応させていただきます。

次の問題でございます。指定管理料に関しまして、今御指摘をいただいた件でございます。これは指定管理料 700 万円の返還に関しまして、請求をさせていただいております。先方から請求に対して納金は一切されておられません。そして、直接先方の当事者に対してお金を払い込んでくださいということを申し上げますと、弁護士を通してでないとその話は受けられませんということで、現在、こちらのほうの顧問弁護士を立て、向こうも弁護士を立て、弁護士間のほうでやりとりをさせていただいております。

双方主張が大きく食い違っており、向こう側は我々の 700 万円を払うべきだという主張に対して、そういうことよりも、むしろ自分たちが被った損害が膨大だから、それをまず払えということで、様々な理由をつけて膨大な損害賠償の金額を示してきております。また、それに対してそれは事実ではない。先方のほうの営業行為が不十分である。あるいは管理運営体制の不備であるということを抗弁し、その文書のやりとりをしているところでございますが、平行線をたどっております。このままでは決着がつきません。

したがって、私どもといたしましては、最終的な手段として法的な手段に訴えていきたいと考えています。ただし、これを実施するには、例えば裁判所に対する調停を申し立てるにいたしましても、これは議決案件でございます。議会のほうに十分説明をさせていただき、議決をいただいた上でないと調停をかけられませんので、そういう準備を進めさせていただき、しかるべき時期に準備が整いましたら議会のほうに御提案をさせていただき、法的手段、法的処置のほうに移行させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

この問題について、法的という言葉が発せられましたね。我が笠置町には顧問弁護士がいるわけですよね。法的の手段をなされるんだったら、一体幾らの金額、また、閉館による損害賠償額は幾らを明示されているんですか。

それと、3月21日に話であった水道料金、これは4月から8月まで5か月間未収、120万4,252円ですよ。どうするんですか、これ。それも一緒に話されるんですか、町長。町長にお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。松本議員のただいまの御質問にお答えいたします。

法的費用がどれぐらいかかるのかということは、実際に弁護士さんと相談してみないと分からないことなので、今すぐ手元に資料はございません。

それから、水道料金の請求につきましては、今年も何度か払ってくださいということで催促の文書が送られております。これは私も確認しておりますので、間違いのないこととございます。

当然法的処理ということになりますと、笠置町に対する債務の履行を求めるわけですから、水道料金の精算ということも当然その中に含まれてまいります。結果どういうふうになるか分かりませんが、一度弁護士さんにお会いして具体的にお話を詰めてみようと考えております。

その後、副町長のほうから説明ございましたが、調停ということになりますと、これは議決事項ですので、また何らかの機会を持たせていただいて、説明させていただいて、その後法的処置に移行するということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、裁判の問題、法的という形の発言があったと思うんですが、いつからやられるんですか。これは去年の9月からですよ。もうすぐ1年経過するんですよ。その点どうお考えなんですか。まして水道代120万円ですよ。一般の家庭やったら何軒分に相当するんですか。

そういうことをまだ考えています、検討しています。そういう答弁で通るんですか。その点どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。法的処置への移行をいつするのかというお話ですが、

議会終了次第速やかに、恐らく7月10日前後ぐらいまでには弁護士さんにお会いしてお話  
というか、相談をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、町長の答弁なんですけれども、私はいつからと言うているんですよ。いつから交渉に  
入られて、その内容はどういうものであったかということ、先ほど例を挙げましたように  
水道代とか指定管理料、損害賠償、そういう金額をかちっと固めてから裁判するなり弁護士  
に相談するんじゃないですか。その案もなくしてどうするか。それで通るんですか。まして  
町の弁護士なんです。どういう話の持っていく方をされているのか。

あまりにも他人任せじゃないですか。笠置町のトップとしてどうあるべきか、それをお聞  
きしたい。考えています、検討します、それでは私の質問に対する回答になりませんので、  
はっきりとした期日を明言してください。それにつきましては、この質問書は先に渡してあ  
るんですよ。それだけの準備はできていると思うんですが、どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。実務的な内容になっ  
て申し訳ございません。

私どものほうと顧問弁護士さんとのほうとでは、既に先方の文書、損害賠償請求額約  
4,800万円ほどの金額に対して、これは根拠がないということの抗弁、反論をさせてい  
ただきます。また、700万円の支払いに関してはこういう根拠で請求する、支払ってもら  
いたい。そして、併せて水道料金に関しても、顧問弁護士さんのほうにこれと合わせての向  
こうへの請求をするということで、合わせてのお話もさせていただきました。

結論を申し上げますと、顧問弁護士が既に法的なそういう措置へ移行いたしますという話  
をさせていただいております。あと、具体的にそういう金額、内容、そして相手方の簡易裁  
判所の所在地を確認し手続を取らせていただきたい。ただし、それ以前に議会のほうの議決  
が必要でございますので、そういった関係書類等を整えて、こういう形で調停をかけさせて  
いただきたいという手続を議会のほうに議決案件としてお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

それで、顧問弁護士と早急に話を詰めてもらって、いい返事を議会で報告してもらいたい



と思います。

それでは、いこいの館の前回問題になっておりました設備についてお聞きします。現在、どのようになっているんですか。例えばボイラー、それとキュービクルの配線の問題、そういうのはどのようになっているのか。経過報告をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いこいの館のボイラーの関係ということでお伺いしております。いこいの館のボイラーにつきましては、設置後相当な年数も経過しておりますので、営業中も時々温度が上がりづらいといったような不調もありましたが、昨年の8月営業していた時点では全くお湯が送れないといった事象は発生しておらず、ここ二、三年調べさせていただきましたが、ボイラー本体につきましてはの大きな修理につきましてははしていないようでございました。

ただ、薬湯のろ過タンクからの漏水でボイラー室内の床に水がたまっていたといった事象があったようでございます。こちらにつきましては、平成31年2月に修理をさせていただきまして改善はいたしました。依然小規模ながら配管からの漏水箇所があるようでございます。

あと、キュービクルの配線につきましては、昨年補正予算をお願いいたしまして、昨年度内に入替え工事等を行うといったことを予定しておりましたが、配線が地下配線ということがございまして、実際にそのケーブルの抜き差しができるかといったことの調査を事前にする必要があったということをお聞きしております。ただ、その調査工事の業者を選定するのに手間取ったということで、実際にその調査工事ができたのが今年の1月になってからだったというふうに聞いております。

結局、その後でございますが、本体のほうの工事を発注するに至りませんで、平成31年度、令和元年度におきましては実施ができなかったということでございます。それにつきまして、先日補正予算のほうで再度改めてやらせていただきたいということで補正予算のほうをお願いさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

そうすると、キュービクル等は全然まだ進んでいないということですね。違うんですか。

そうしますと、昨年の夏、あのいこいの館、クーラーなくして物すごい暑かったんですよ、

電気系統でね。違うんですか。そこにまだ雇用創造が入っていますね。そうすると、その部屋のために、全室をクーラーかけなあかんということになるんですが、そういう入っている問題について、何かお考えがあるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございますが、空調設備につきましても調べさせていただきましたところ、以前、冷温水ポンプという物の故障により本体の冷暖房システムが停止したことがございましたが、こちらのほうにつきましても、そのポンプの交換により、現在は正常に作動しております。

あと、雇用創造とかの入っておる部屋とかいった部分でございますが、全体に空調を効かせる部屋とそれぞれの個室ごとにルームエアコンみたいな形で空調ができる部屋がございます。

大変申し訳ございません、今、私その雇用創造のほうがどちらの部屋かといったことを確認できておりませんが、効率で申し上げますと、当然その部屋本体で空調ができる部屋でそういった事務をしていただくべきものだと思っておりますので、そのあたりは確認をさせていただいて、なるべくランニングコスト等を抑えられるような方法を考えていきたいと思っております。お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、電気の話が出たと思うんですけども、指定管理者が終わられたとき、8月分の電気代はどのようになったんですか。水道料金が未納である。電気代は指定管理者が払われたんですか。それとも笠置町が払ったんですか。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

その8月末で撤退ということでございますが、ただ、その電気料金の締めといたしますか、その日にちがちょっといつかというところまで、私今現在把握はしておりませんが、以降、電力契約者につきましては笠置町のほうに変更させていただいておりまして、指定管理がなくなった以降の分につきましては、町のほうで支払いをさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

では、8月は指定管理者が払われたということですか、8月分は。そして、名義が変わっ

ていなかったはずですよ。指定管理者から名義が変わっていなかったはずですよ。電気会社ですね。そうすると、向こうに請求書が行っているわけですよ。それに対しての向こうからの請求はあったんですか、なかったんですか。それどうなんですか。調べてください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

8月末までは指定管理者の名義で全てのそういうエネルギー関係、契約をしておりましたので、それに係る請求書が来た場合に指定管理者からお支払いをいただいているというような現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、副町長の答弁間違いないですか。8月はそうですけれども、9月はどうだったんですか。もうそれ結構ですよ。こっちは調べていますから。

それで、いこいについては厨房の設備を一応新しくしたと思うんですね。それに関する備品の帳簿はできているんですか。そして、9月からずっと稼働していませんが、そういう機能は十二分に働けるような状況になっているんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 厨房設備の関係に関しましても、通常どおりメンテナンスをさせていただき、稼働はできるような状況に保っていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

それで、1番目のいこいの館に関しては一応終わりたいと思います。

続きまして、町民の安心・安全に関してという件についてお尋ねいたします。

この前、町長からお聞きしたんですが、生命、財産を守るということを発言されていますね。これは町長の口から聞いているんですが、具体的にどのようにお考えなのか、説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

住民の生命及び財産を守るというのは、地方公共団体における最も基本的な使命の一つだと考えております。

具体的にどのように考えておるかということですが、現在、浸水深が変わったことによって、取りあえず町内各区の代表の方にその旨をお伝えした上で、避難経路や避難場所のこと

を打ち合わせていかなければいけないという状況にあります。当然ながら避難誘導とか避難訓練であるとかいうようなことも考慮していかなければならない問題なんです、あいにく3密を避けてくださいというコロナの関係でなかなかうまいこといかないなど。ただし、7月に入ってから、順次各区区長さんといろいろ相談していかなければいけないことが残っておりますので、そのときに、どのようにしていくのかということについて、改めて各区のほうと相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、町長の答弁は言葉のあやじゃないですか。私はそのように取るんですよ。第一、この土砂災害ハザードマップ、平成26年に作られているんですね。だから、今言われて、これはやるべき問題やということは分かるんですよ。しかし、浸水深の表示が鉄柱、または産業振興会館に貼られていますね。それで、貼られているあれを見て町民はどのように思われたのか。そして、避難場所までの移動はどのようにされるのか、そういう具体的なことを私は聞きたいんですよ。

避難場所、平成26年には14か所ありますね。違うんですか。災害で出た場合は、やはり電気系統が駄目になる。そこに発電機があるのか。また、そういう場所において食料品が備蓄されているのか。

一番最近で問題が多いのは飛鳥路地区なんですよ。少し水が出ると沈没して通れなくなるんですよ。そういうところの対応策は、町長、どのようにお考えですか。いつ災害が来るかわかりませんよ。考えています、コロナがありますと、そんな問題じゃないと思うんですよ。もっと前向きに検討する余地はないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップにつきましては平成26年ということでございます。今年度当初予算にも上げさせていただいたように、今年度で更新のほうをさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

それから、各それぞれの避難所に対して、備蓄品であったりとか、あと電源ですね、非常電源があるのかということなんですけれども、全ての避難所に対してそういった電源というのは整備されていない状況でございます。それにつきましては、随時整備をさせていただきたいというふうに考えております。

また、備蓄品についても、町のほうで一括で備蓄はさせていただいていますけれども、今後、またそういった避難所とかにも事前に配布できるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

電気設備がない、そんなん分かっていますよ。だから、そういう設備はどういう方法でいつまでにやるのか、そういう点はどうなんですか。こんなんでは全然前に話が進みませんよ。もっと積極的に行動してもらわないことには。

それで、例えば振興会館、あそこ南部の避難場所になっていますね。あそこには今までのロビーには椅子があったんですよ。今図書の本が置いてありますよ。そこになぜそれをそこに持ってこられたのか。電気が止まると足の不自由な人は2階まで行かないと駄目なんですよ。そういう点どのようにお考えなのか。絵に描いた餅では困るんですよ。もっと真摯に考えて対応してもらおう、そういう考えはありませんか。どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま松本議員のほうから御指摘をいただきました。

産業振興会館の中で1階が図書室になった。収容人数が減るのではないかと、2階まで上がるには高齢者は大変厳しい、そういう御指摘でございます。まさしくそのとおりでございます。

ただ、スペースは多少狭くはなっても、収容できる人数がそう減ったということではなく、また、研修室、和室等を活用しながら、できるだけこれまでどおりの方を収容できる努力をしたいと。

ただ、計画がそういうふうなことを言うておられますけれども、現在3密の状態を避けるということで収容人数が少なくなってしまうということもございます。具体的にそういったことをどうフォローできるのか、今のところ計画の中で、どこへどういうふうに人数を割り振るのかということもできておりません。御指摘いただいた点を踏まえて、早急に対応を考えたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今何かあるとコロナ、3密という話は、それはいいんですよ。現状ですから。いつまでそれが続くかどうか分かりませんね。そのために、いざという災害のときにどう対応するか。

そういう点、先ほど町長が一応言われましたね、財産と生命を守ると。そういう点から考えて、どういうビジョンでやるのか。何回も言いますが、考えております、検討していますというような問題じゃないかと思しますので。

それで、私は先ほども言いましたように、町長に聞いているんですよ。なぜ副町長が出てきてされるんですか。私の質問に対して町長は返答できないのかどうかということに疑問を感じます。

それでもう一つ、国道163号が事故の場合、切山地区で上に登って三国峠を越える、または狭川、須川に抜け道を走られる。そうなってくると、笠置町の町内は非常に危険にさらされますよ。こういうことについて、やはりどのような対策を取られるのか。

早く言うと、町民の安心・安全対策はどうかと。緊急時の対策、関係機関がどのような連絡体制を取っているのか、それをお聞きしたい。

それと、最後に災害の問題になったんですけれども、これに対する、各区区長会と並びに町民に対する訓練、どのように考えているのか。そういう点はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問です。

まず、各区との調整、打合せの件でございます。これについては、防災だけではなくて高度情報ネットワークの件もございます。これらの各区からの要望を聞いていくという作業も残っております。

これも7月に入って順次各区の代表の方等々とお会いして、今後どうしていくのかというお話を詰めていく予定でございます。きちんとこれについては担当課に指示を出しておりますので、7月中にどんどんやっついていかないと、少なくとも情報ネットワークの地元説明会、7月中に終わらなければいけないということもありますので、これは間違いなくやっついていく所存でございます。

国道163号の交通事故の件につきまして、1つは京都府のほうで現在採石場のところのトンネル化というような話が出ておるようでございます。私、具体的にどういうふうな進捗で、予定でということまでは聞いておりませんが、取りあえず今鷲峰山の下のトンネルができれば、次そこにかかるんだというふうな方向だというふうに聞いております。

私個人としては、北部区の切山の登り口のところから草畑までの間のところの危険箇所、夜中人が歩いていたり、自転車が走っていたり、大層危ないという状況のことは再三京都府のほうにお願いして、改善できないかということをお願いしておるところでございます。恐

らく京都府さんもあそこの切山の下のところと、それから採石場の場所というのが危険箇所だという認識はされておるようでございます。

ただ、具体的な改善がいつできるのかということになりますと、町としてもできるだけ早急をお願いしたいということで、京都府のほうに働きかけていくということしかないのかなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。町長のお答えに追加というような形にもなるかと思えます。

国道の交通事故については先日もありましたが、その連絡体制については現在のところできておりません。今後については関係機関に情報提供をいただけるように要望してまいりたいと思います。また、情報提供がありましたら、防災無線等でお知らせをさせていただけたらなと考えております。

それから、町民の訓練はということで、必要ないのかということで御質問あったかと思えます。さきの議員の質問にもお答えをさせていただいて重複するのでございますが、防災訓練というのは必要だというふうに考えております。これも松本議員から怒られますが、新型コロナウイルスの関係で3密を解消しながら、避けながらの訓練をしなければならないということで、どのようにできるか、規模を小さくするであったりとかということも踏まえて、どのようにできるか等を検討させていただいて、やっていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、課長の話なんですけれども、検討するという言葉が入ってきていますね。検討するのはやるほうに検討するんですか、しないほうに検討するんですか。我々聞いているほうで、コロナが理由で検討してやらないというふうにも取れるんですよ。まして、町長の答弁で私個人という言葉が出てきます。個人ではないじゃないですか。公の立場、町長なんですからね。個人の意見なんか聞く必要ないんですよ。その点どうお考えなのか。もっと積極的に、前向きに笠置町のトップとしてあるべき道を取ってもらいたいと思います。

ただ、先ほども言いましたように、検討する、考えていると言うだけでは、考えるのもいいほうに考えるのか、悪いほうに考えるのか。これは言葉のあやですよ。今度からこういう答弁については積極的に前向きに行動に移せる回答をお願いしたいと思います。その点どう

なんですか、それをお聞きして、私の質問は終わります。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

区長さんとの打合せ、また、区の代表者の方々との打合せに関しましては、先ほども申し上げましたが、高度情報ネットワークの地元説明会を7月末までにやっていくというスケジュールがございます。それに合わせて区の代表者の方々と防災関係のお話を詰めていきたいと思えます。

最終的に避難訓練、また全町挙げての訓練というところまで持っていかたいのですが、コロナ関係でできないということは十分に考えられます。なるべく早急に避難訓練の実施というものを念頭に置いた計画を立て直したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時51分

再 開 午後3時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。7番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今回、質問に当たり、私なりに一応ここ3年間以上のまとめたというか、これをつくったらつくるほど、何か自分がみじめになるというか、こういった行政をよくやってこられたなと。本当そうですよ。副町長、また終わってから見てもらったら結構ですけれども、渡しますけれども、本当にこんなことよそによく、3年余りこんなことをよくやってきたなという。

これは我々議員の一端もありますけれども、やはり行政がもっとしっかりとやってくれな、こんなこと本当に情けない。これをつくっていて、本当に情けなく思ったんです。

そして、入る前に、ある町民の方が前町長は4年間よくもったなとおっしゃるんです。不信任は出さなかったんですかと。いつか我々町会議員でもそういう話がありました。後で考えれば、いいか悪いか知らないけれども、副町長がおられたから町長がもっていたと思うんですよ。本当に言うて。これは私はそう思うんです。

副町長いろいろ話して、いろんなことを。副町長は京都で、私大阪でおりましたから、いろんな組織の、副町長はどういう経験をされたか、私も知りませんが、そういったこ



とで合うのか分かりませんが、いろんな話やりました。ここでもまた言われたい話やいろんなことをやりましたけれども、そういったことを考えたら、やはり副町長の、いいか悪いかは別にして、やっぱり副町長の存在があって、町長があったと思うんですよ。私はそう思うんです。実際そうだと思うんです。

やっぱり言われたい部分があるんですけども、やっぱり本当に町長も大分悩んでもらえた時期もあったんです。それは副町長と私の話ですから、こんなことあまり言いませんけれども。

それは別にして、やはり京都府とか大阪、大きいところというか、やっぱり我々もそうなんですけれども、組織論でいくからどうしても町民のほうともけんかしたこともあるし、報道関係の方もけんかしたこと、ここまでしか言われたいとか、それは組織の防衛というか、そういうことだと思う。

我々だってそういう大阪城の見えるところで仕事をしたときに、人は城、人は石垣とか先輩たちに言われて、その石垣というのは一人一人がもって城が成り立っているんだと。これが潰れたら組織というのは成り立たないという。それがいまだに私は持っている。だから、副町長もそういうことがあるのではないかと私は思うんですけども、そういったことは別にして、さっきからあります温浴住民監査請求ということでいきたいと思います。

端的に、実直に答えていただきますようお願いいたします。

この住民監査請求はもう既に新聞に報道されて、本当にこれも笠置町にとって初めて違うんですかね、この監査請求されたというのは、恐らく。その監査請求の700万円とかいろいろ出ている話がありますけれども、それは先ほど出ているので、そういった中身のことは言いませんけれども、それまでになぜこのようになったかという経過を言いたいと思います。

それは、去年の3月5日と22日に業者の方を招いて特別委員会をやって、来年度はどういう形で、今現状業者の方どういうことになっているのかと。例えば1,000万円赤だとか、来年度はどういうふうに本当にできるのかと。そういったこともやったわけなんです。そこでやはり指定管理、30年度は業者は1,000万円ほど赤という話でした。そして、指定管理料が1,200万円納得していない。安心して運営できる担保が欲しい。確認ができたので合意した。それがかなわないと撤退やむなしと、もうその時点でおっしゃっているんです。それなのに、なぜ指定管理料を4月一遍に1,200万円払っているのか。前年度は600万円、300万円、300万円でした。普通我々そういう払い方をしていると思うんですけども、なぜそういう払い方をするのか不思議で仕方なかったんです。

そして、先ほど水道料金も出ていましたけれども、なぜそういった業者が訴えているのに、この1,000万円の赤字も補填してほしいという話しも出ていました。なぜ1,200万円を4月にぼんと出されるのか、その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に3年間私が就任させていただき、いろいろと課題もあり、また、成果もある中で、私がいたということについて一定の評価をいただいたことを大変ありがたく思っております。

就任当初の3年前の6月議会のときにも、大倉議員より火中のクリを拾うというお言葉をいただきました。そして、就任1年目のときにも所感はどうかということをお聞きいただきました。その折々に副町長としてどうかということ襟を正すべく御質問いただいたこと、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

ただいま御質問をいただきました内容でございます。31年度の指定管理料一括で1,200万円、なぜ払ったのかでございます。

前年度、今御指摘があったように大変赤字を出して大きなダメージを受けておられます。来年度どうするかという話の中で、やっぱりスタートの段階でそういったダメージを回復し、そして、もともとお話としてあった機器、あるいは設備の修繕を31年度の早い段階でしていただき、スタートラインが切れる状況に持っていただければ、31年度運営を安定化させ、収支とんとん、指定管理としての成果を出すことができますという業者のお話がありました。私もそれを前提に業者を信頼させていただきまして、1,200万円をまずお支払いさせていただき、スタートを切らせていただいたというのが実情でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

1,200万円ということなのかわかりませんが、次に、先ほど出ていました水道料金の滞納、これも合意というか、確認ができたのに合意したという中に水道料金も町が払うということは入っていたんですか。これ4月から滞納3か月か何かしたら、これはどういった形で、まず建設産業課長に聞きますけれども、議運のときにも来てもらって説明受けたけれども、31年4月からもうストップになっていたわけですね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

いこいの館の水道料金、いこいの館を経営されておった前管理者の方の水道料金というのは、4月分については現在も滞納という形で残っておることは事実でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 滞納ということは、それでは先ほども出ていましたけれども、どのようにされるんですか。これ例えば時効なんかもあるんですか、時効。その辺とか含めてどういうふうに対応されるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

いこいの館の滞納分につきましては、翌年4月からの滞納分につきましては、毎月必ず滞納通知を送付させていただいております。先ほども大倉議員おっしゃいましたけれども、滞納が3か月を経過いたしましたので、8月2日に給水停止通知を送付しております。その後、一部支払いがございましたので、滞納額の2分の1という支払いがございましたので、給水停止を一旦中断いたしまして、その後も残額の滞納分等につきましては、毎月滞納通知を送付しながら定期的に相手方の担当者に、撤退されてからも担当者のほうに連絡を取り、それから、支払いの要請を続けており、収納に努めておったところでございます。

また、時効のことについてでございます。時効につきましては、水道料金は公債権の税金と違いまして私債権として民法が適用されます。時効は民法の一部改正に伴いまして、令和2年4月1日以降の契約締結、つまり給水開始の分につきましては5年とされております。その以前のものについては2年となります。水道料金は税のように一定の年数が経過すれば時効が成立し、債権が消滅する、そういったものでございませぬ。

それから、最後にこの滞納の水道代どうするのかということでございます。建設産業課といたしまして、水道料金の滞納というのは、今までこれまで職員がいろいろ努力した中で、99%以上の収納率を誇ってまいりました。そんな中で、120万円の滞納というのは非常に大きなダメージを起こします。ましてや特別会計という限られた予算の中で120万円の未納というのは、非常に大きな運用の中で苦しい状態になることとなります。

そういった中で、建設産業課としては、これはもう水道代だけでも先に支払いはできないのかということで交渉したいということで、直接連絡を取ったりしてまいりました。そういったことを弁護士さんに商工観光課を通じまして相談いたしましたところ、水道代とそのほかの損害賠償、返還金を分けて交渉することはやめてくれと。全て弁護士さんに任せてほしいということではございましたので、水道代を含めまして現在お任せしている状況でございます。

す。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今時効の話おっしゃったけれども、そうですね、今までは2年やったんですけれども、今年4月から5年ということ。当然民法にいう私債権になるので、今度改正があって、今年から5年ということでおっしゃったように勉強されているので一応お聞きしたかったんです、されているかどうか。そういうことですね。

ただ、ここで、時効を教えずに町が勝訴、14年間の水道料金を請求、それが町が勝ち取ったというか、延滞金が14年間で607万円の支払いを求めている長野県富士見町があって、これが結局もう町が勝訴したんですね。607万円、報道では。そういったこともあるということですよ。

だから、時効の援用というか、そういったことの有効とは債権者側が主張をやっぱりしなければ駄目なんですね。そういったことで参考に、そういったこともあるという報道ではありました。それももう答弁いいですよ。

それで次に、一応副町長ばかり答弁もらっているんですけども、先ほど言ったように、やっぱりこれは3年間、今、前町長がここにおられないので、申し訳ないけれども代表で質問しますので、その辺答弁よろしく。ナンバー1、ナンバー2の関係ですから、その辺しっかりと答弁願います。

まず、補助金適正化法の関係なんですけれども、この笠置町の職員名簿4月1日付によると、課長級から2階級下がって主査となっているんですね。これは、うわさでは私ももう聞いていたんですけども、それは私も人のうわさというのはあまり聞かないようにして、聞かないということはそうですかと言っているんです。

そうすると、これを見たときにやはりそのような形になっているから、なぜかなと疑問が生じたんです。これはどういう地方公務員法上になるのか、何なのか知らん、何を基本に、根幹にこういったことをされたのか、まずその辺をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

主査への人事に関しましては、根拠はおっしゃったように地方公務員法に基づきますいわゆる分限処分の中の降格人事というものに当たります。

内容を詳しく申し上げますと、職の適格性を欠くということで課長から主査への降格とい

うことにさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この関係で京都府の職員の方も戒告処分を受けられて依願退職をされた、報道で私は知っただけなんですけれども。京都府の懲戒処分指針を見ると、やはりこれ虚偽報告の申請届出というのがあるんですよ、京都府の。大分やっぱり笠置の指針と同じようなんですけれども、京都府の関係ではここにやっぱりあるんです。これによって京都府の職員の方は戒告を受けて依願退職されたと思うんです。

そして、今おっしゃったようにこれは地方公務員法の、副町長おっしゃったように地方公務員法第28条第3項職員の意に反する降任、免職、云々条例で3年ある。そして、笠置町の職員の分限に関する手続及び効果条例に関する条例、第2条で任命権者は職員を降任、もしくは免職する場合、云々とかあります。この条文でいいんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方公務員法に関しましては、第28条第1項第3号に間違いございません。ただし、笠置町の分限の手続のことにしまして、職の適格性を欠く場合の降任の手続については明確な記述はございません。多分休職、病気等で医師の診断書を必要とするような、そういった場合の扱いについてのみ記載されていたように記憶をしております。

したがって、そういった条例に根拠がない場合には、地方公務員法を適用させていただき、任命権者の裁量として今回の人事をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 副町長、先ほど言ったように、笠置町の職員の分限に関する手続、効果条例に、先ほど精神的なものも確かにここに入っていますよ。しかし、その前段に職員を降任もしくは免職する場合、または、またはというのはこれは休職する場合のことを書いているんです。この前段が、私はそうじゃないんですかとお聞きしているんです。

そして、これは補助金適正化法の関係の法律に基づいて降任されたと思うんです。それはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに笠置町の条例の中の前段というのはそういうふうなことが書かれております。具体的には手続に関して記述がない、そういった場合には法令に基づくということにさせていただきました。したがって、地方公務員法第28条第1項第3号、職員の適格性を欠くこととさせていただきます。

その基になったのは、今御指摘いただきました補助金適正化法に関連する一連の職務に關しまして、一定の職責が果たせないというように判断をさせていただきましたので、降格処分とさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今、職責が果たせないとおっしゃったけれども、本人がそういうことをおっしゃったんですか。そういうことで降りるという話ですか。その辺どうなんですか。これはやはりここに条例があるんですよ。条例に基づいて私はやらなければ駄目だと。

これは私、ちょっと町外の人に、ほかのこともまた後で言いますけれども、町外の現職の公務員の人にいろいろ聞きました。やはりこれは、1階級落とす場合やったら、まだ本人が今おっしゃる適格、職責がどうのこうのというのはあり得ると。だけど、2階級というのは、現職の人に、町外の人ですよ、町内でなく、聞いたらいろいろそういうことをおっしゃいました。まさしくそうだと思うんですよ、私も。やっぱりこれは大事なことやから、私個人の見解ではあきません、いろんな人に聞きました。

どうですか、そうじゃないんですか。第2条に基づいて処分されたんじゃないんですか。それは補助金適正化法に基づいてこういうことで処分されたと思うんですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 職員の分限処分、特に降格処分をどれだけランクを下げるができるのかに關しまして、やはり職員の意に反するという言い方は悪いんですけども、最終的にその職にとどまることについて本人とも話し合いもさせていただきました。

他の自治体では自らポストを降りるというような制度もありますが、笠置町にはそういう制度はございませんので、そういう自らポストを降りるんじゃなくて、やはり一定の不利益処分的な意味合いを必要とするということであり、1階級がいいのか、2階級がいいのかということで、任命権者の判断の中で1階級落とす、2階級落とすことによるそれぞれの職での適格性はどうか、その職において、どのように勤務ができるのか、あるいはそれによって講じる給与の不利益はどうかといったようなことが許容できる範囲かどうかといっ

たことも、本人とは一定の判断を求めるといいますか、示しながら最終的に任命権者として判断をさせていただきました。

また、これが人事権の濫用に当たらないかどうかというようなことも心配になりましたので、顧問弁護士にも相談をさせていただき、労働関係の関係事例も参考として、慎重に判断をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この件については後の関係も絡んでくるので、またそのときに質問いたします。

次に、議会に町長の名前で公印を押して、職員の懲戒処分というのが副町長青柳良明と書いた文書が我々に届いたんです。すると、これ見たら、この大事な懲戒処分とかする場合なのに、懲戒処分の指針の第2（6）とか、普通第1項第6号とか。

そして、ひどいのは処分の時期、これは処分の日、これも私町外の人に、公務員の方が見たら、これ何やと。期間というのは5月1日から5月末とか、明らかに処分の日ですよ。

なぜこのような文書が我々に送ってこられたのか分からないんですけども、本当に大事な、人1人を処分するのにこういったこと、そして、この処分の時期の前の上にも、前段3行ほどに、関する指針、普通は第1項第6号となるのに、第2（6）虚偽報告とか。正式にこういった文書はしていただきたい。重要なことですよ。間違いがあってはならないんです。

この文書は誰が作られたか知りませんが、ただ、青柳副町長と公文書でこんな公文書、よその人に見てもらったら笑っておられるというか、こんな公文書あり得ないと、やっぱりおっしゃっていました。この方たちはですよ。私も個人的にそんなん自分がどうこうじゃなしに、こんな文書というのはあり得ないですよ。

そして、もう一つひどいのが、副町長、これに基づいてネット公表、一般職員の懲戒処分について、笠置町職員の懲戒処分の公表、令和2年5月1日、この文書ね、私もネットで取ったんですけども、そうすると、えらい大事なことが間違っているんですよ。間違っているというか。

ここの2の被処分者の処分内容、地方公務員法第29条第1号、これはいいですよ。笠置町職員の懲戒処分等に関する指針第2第2項第6号に該当する。これなんか、私ここ何日かこれ調べて、新しい指針のやつをもらったんですけども、どこ見たってないですよ。

この公に公表している文書でこんな大きな間違いあるということはありません。

これは本当言えば、私から考えたら瑕疵ある行政行為で無効になるんじゃないかと、それぐらい思っているんですよ、この懲戒処分は。公表されているんですから。いまだにネットでも載っていますよ。

こういう文書、大事なところで、人一生の人事を決めるのに、こんな間違った文書をネットに出たらなかなか。これ指針第2項第6号というのはこれは、ちょっと昨日もいろいろ事務局に聞いたんですけども、新しい指針をもらうために。そしたら、6の何かおっしゃって、間接指導者は指導監督する立場に云々とかおっしゃって、これは何かの6とかおっしゃったから、そこに見たら、指導監督ということがおかしいなと思っておったんですよ。

これはやはり我々に頂いたあれと同じように、第2第1項第6号だと思うんですよ。けど、昨日はちょっと間接的にそういうような話を聞いたので、余計ややこしくなってきました。これは第2第1項第6号でいいんですか、その辺。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま大倉議員より御質問、また御指摘をいただきました。何点かございます。

令和2年4月28日に議会の議長宛てに出した文書に、なぜ一番下に副町長の名前があるのか。これはちょっと説明が足らなかったということで大変申し訳ございません。お問合せ先ということで、この公文書というのは頭書きといたしますか、こういうことをさせていただきますということのお知らせで、4月28日連休前に5月1日に処分を行う内容を事前に議員の皆様にお知らせさせていただいたというときの文書で、お問合せ先として明記すべきところを私の名前だけが載ったということで、大変申し訳ございません。以後気をつけたいと思っております。

それから、処分の理由に関する条項が間違っているのではないかと、御指摘のとおりでございます。インターネットに載っていた笠置町職員の懲戒処分に関する指針第2第2項というのは違います。第1項が正しい内容でございます、そこは虚偽の報告、事実を捏造して虚偽の報告を行った場合ということに該当するということで懲戒処分をさせていただきました。

大変我々のほうのミスで誤解を招いたことを申し訳なく思っております。これにより、懲戒処分の効果に大きな影響を与えたりとか、様々な影響が出る場合には誠実に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。



副町長、そういうふう間違っことを公表されているんです、新聞社にも。ほかのこれまだネットで流れているんですよ。これをどういうふう処分されるのか。それはネットを見られる方は、ここまで笠置町の指針というのは見られていないと思うんですよ。笠置もネットもこの例規集やっていないから、分からないから分からないと思うんですけども、どのようにこれ改正というか、処分というか、どのように改正されるんですか。これは重要なことなんです。先ほど言ったように、こんなことは瑕疵ある行政行為ですよ。

例えば裁判官が裁判で処分申し上でこんなこと言って、間違っ人は後で取り戻せますか。それと同じことなんです。私はそう思うんですよ。それぐらいやっぱり人1人の人権というか、する場合にはよほど気をつけてやらなければ駄目なんです。

これ私ごとになりますけれども、私も人事出戻りして過去10年近くおりました。やはり物すごく慎重になりますよ、いろんなことに対して。人1人というのは。

だから、もっと真剣に考えてくださいよ、これ。こんなことは取戻しできないんですよ。このように我々もコピーしていたら、何も取戻しできないんですよ。だから、本当にこれはどういうふうされるのか知りませんが、真剣に。

今までから、松本議員もおられるからよく文書の関係で訂正をよくやられます。私もそういうことをやっていましたのでよく分かるんですけども、今回の場合は本当にひどいなと思いました。その辺よろしく頼みます。

議長（杉岡義信君） 大倉君、答弁いいの。

7番（大倉 博君） もう答弁もらっても一緒だから。

議長（杉岡義信君） それでは、質問続けてください。大倉君。

7番（大倉 博君） 次に、補助金適正化法の違反の関係で京都府職員、町職員が2月13日、京都府警捜査2課と木津署に書類送検されたと新聞報道されていましたが、これ、そのときなぜ課付とか町長付とかされなかったんですか。通常はそういったことをやられるところは多いと思うんですけども、なぜされなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

検察庁への書類送致がはっきりした段階で、なぜそういう人事上の処置をしなかったのかということでございます。

まず、検察庁の送致の内容も含め、身柄は拘束されておりませんでした。そしてまた、その段階で刑事処分がどうなるかということも分かりません。推定無罪ということも前提とし

てございます。特段職員を職から外すといった必要性がなかったということで、そのままとどめて職務に当たらせてというのが実情でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） そういうことかも分かりませんが、本当はやはり、我々の組織でもやっぱり当時は課付ですよ。というのは、なぜこういうことを言うかといいますと、町民の方から何で書類送検されているのに議会で答弁されているのかという話を度々聞くんですよ。私も答弁困るんですよ。町民の方というのはやっぱりそういうふうによく見ておられるんですよ。だから、こういったことを質問しましたけれども、やはりこれは駄目だと思うんですよ。

そして、先ほど向出議員からもありましたけれども、高市総務大臣からも返還命令1千何万云々、これは20日に返還されたということなんですけれども、どなたが。我々これも、私もうわさというのは聞かないようにしているんですけども、いろんな方がいろんなことをおっしゃるんですよ。私も本当のこと知らないんですよ。

これは答弁しにくいから。加算金もどうなっているか、我々まだ聞いていません。これ実際どうなんですか。質問事項に入れてはいますけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総務大臣のほうから交付金の返還命令、そして加算金が課せられるということの通知がございました。私どもはそれを受けて、補助金を交付した団体に対し返還命令、そして加算金が課せられるということを通知申し上げました。

そして、誰がその返還に応じたのかということは、私どもが承知するのは当該まちづくり団体のほうで返還金の全額、あるいは加算金の全額を調達されて、指定の期日までに全額を納められたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それは町を通して返還されたんでしょう。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、町のほうに一旦納付をいただきまして、町のほうから国庫のほうに返還をさせていただきました。それに関しましては2月の段階で補正予算を提案いたしまして、それに基づいて処理をさせていただいたと

いう次第でございます。全額町を通して国庫のほうに返還、あるいは加算金の納付は終わっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それでは、我々議員ももらった2月26日の書類、この金額でこの方たちが返還されたということでもいいんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

そのとおりでございます。私どもが返還命令をしたまちづくり団体の方が笠置町の納付書により笠置町に納められ、そして、その金額を私どもが国庫に返納させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 今、副町長がおっしゃったように、それやったらいいんですけれども、いろんなうわさが流れていましたから。本当ですよ。ある人もこの前、日曜日に家へ来られて、この数字どうのこうのと。私らが聞いている話とよく合っているなという感じで質問してほしいとかいうことも来られました。いろんなことを聞きます。

だから、本当に今おっしゃったような、これでやったらいいんですけれども、それやったらそれで町民の方も納得されると思うんですけれども、私は本当に町民の方、いろんなことをおっしゃるから、そういうことで。

次に、笠置まちづくり株式会社、これが平成28年にできたんですけれども、前町長に私議会で、これは駄目だとおっしゃったのに、履歴事項全部証明書を取ったら、西村前町長が平成29年6月23日に辞任された、その後すぐに青柳良明、平成29年6月23日就任となっているんですよ。

これは民法でいう双務行為第533条以降に、これは危険負担行為なんですよ。これは駄目なんですよ。私これもあるところで双務負担行為というのを、双務契約というか、聞きましたあるところで。こういうことがあったという話を言えば、すぐに答えが出てきました。これは駄目ということなんですよ。

なぜかという、副町長が予算をつける側ですわね。予算をもらう側というのは株式会社ですね。そうすると、何ぼでも予算がそこへ行けば流れが。だから、民法上はこれは、民法第2款契約の効力ということで、第533条以降、双務契約とか債権者の危険負担とか、い

ろいろ書いています、第539条まで。それは駄目ですよ。

いつかこれ質問しようと思っていたんですけども、今日やっとそれ質問できる。私もこれそうでしょう。すぐに登記所行って、すぐに取り寄せたんです。どうなっているのかと。町長本人本当に質問して降りられたかどうかというのが気になって。そしたら、先ほど言ったように替わりに副町長が入っておられて私びっくりしたんですけども。これは駄目ですよ。

今度6月、今日ぐらいかな、どこでも株式会社やったらいろいろやっていますけれども、今回笠置まちづくり株式会社も決算報告をいつ頃されるか知らんけれども、大体今時分ですわね。

だから、そういってもし降りてくださいよ。民法上これは駄目ですよ。一遍また調べてやってください。

だから、その辺のところ今度決算報告あるとき、役員会があったときに、もしやってください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御指摘でございますが、いわゆる利益相反と言われるものに当たるんだろうとっております。支出する側、受ける側、同じ人物、代表取締役であったり、町長であったりという役職が違っても、同じ人間間でそういう取引というのはいかがなものか。当然利益相反ということでこれは駄目。

そういうことを踏まえて、平成29年6月に町長には降りていただきました。ただ、私の場合には、申し訳ございませんが、代表権を持つ役職ではございません。さらに、町においても私は町長を補佐する立場でございますので、そこらに関しては取締役就任することについては差し支えないと判断させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 副町長、そうじゃなしに、やっぱり今度決算委員会があるか分からんけれども、それやってください。もう降りなさいよ。本当ですよ。そんなもん、予算つける側と予算受ける側と同時におるといのは間違いですよ。誰が考えたっておかしいですよ。降りてください。

例えば、私今年と去年の予算、平成31年の予算、これは四季彩祭実行委員会というのは、これは株式会社が実質運営しているわけですね。そこには平成31年の784万円、令和2年度は実行委員会負担金113万4,000円、この負担金何か分かりませんが、

昨日もちよっと商工観光課長にお聞きしたんですけれども、聞いていてちよっと分からないところがあるんですよ。要するにこんなことが、何ぼでも増額とかされる可能性があるんですよ。これが双務危険行為なんですよ。

これ予算私も審議するのを見逃したけれども、こういう負担金とか113万円ついているんですよ。おかしいと思いませんか。私はこの予算審議のときに見逃していてあれなんですけれども、たまたまこの関係調べていたらそういうことなんです。

あともう時間が。あと1点あったんですけれども、これ飛ばして公益法人等の派遣に云々のちよっと言いたかったんですけれども、これを飛ばして町道笠置山線、これが今、今年の4月10日頃か、ちよっとしか雨が降っていないのに笠置山線がブルーシートで今覆われています。

課長も行かれて御存じだと思うんですけれども、去年開通して、あれぐらいの雨でなぜこういう。だから、以前から言っているように、私が、何か所かに水路を造ってほしいと。これがたまたま向こう側、千手ヶ滝のほうですから、それでもあれ工事、また大分お金がかかるん違うかなと思うんですけれども、その辺のところ。そして、山添線のほうにもできればそういったことをやっていただきたい。そして、時間がもうありませんので。

そして、要望のあるように、最初我々この図面をもらっている駐車場に歩道、舗装してほしいという要望も当然に言っています。昨日、おとついでぐらいも行かれたん違いますか。課長のところに。私も書類もらっています。

だから、このとおり、このとき聞いたときには予算がないからと。そうじゃないでしょう。このとおりにといい、やはりやっていただきたい。もう時間がないので、あと答弁だけで結構です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問、3点いただきました。

まず初めに、町道笠置山線の現在ののり面の崩壊の件でございます。4月14日に町道笠置山線の笠置浄水場側といいますか、100メートルほどのところの道路のり面に貼り付くように桜の木がございまして、この雨の影響で根っこごとずれ落ちたことで、木が倒れて道を塞いでしまいました。倒木が翌朝に撤去できましたが、木の根の部分に当たる道路のり面、道路のり面と木の根がほとんど一体化なおったんですが、そこが大きく崩れまして、大きな桜の木の根っこの部分が下にずり落ち、そうしたことによって、周りの古い木も巻き込んでのり面が大きく崩れてしまったものと思われます。

現在、応急処置として、大型土のうによりさらなる土砂の流出を防止し、のり面の安定を図っております。また、大型土のうを設置して崩落面をブルーシートで覆い、雨水などを今現在防いでいる状況でございます。のり面の修復は7月中に着手できるよう準備を進めているところです。

次に、府道笠置山添線側にも町道笠置山線の山添線側にも排水対策をとということですが、現在2か所の排水設備が設置されております。

1つ目は、六角堂跡から上、笠置浄水場に向かっての傾斜部分に3か所の排水路とアスカーブ等で雨水を六角堂下の谷に向かって下流域に導く放流口がございます。2つ目は、六角堂跡より駐車場まではアスカーブと山側の水路などを通じて、駐車場下に谷に放流されるよう排水設備が設置されているところです。

先日も町道笠置山線の排水設備を確認いたしました。土砂や落ち葉の堆積が見られたものの、排水設備には特に異常は見られない状況でございます。

今後も、安定的で安全な排水機能が維持できるよう、定期的な点検と大雨等の後の状況確認に努め、異常が確認されましたら、適宜対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

最後に、山頂駐車場の舗装の件でございます。山頂駐車場の舗装は、大倉議員もおっしゃいましたように当初計画されていたようですが、財源ですとか、工期ですとか、関係機関の協議等の諸般の事情により、道路改良工事の一環としては実施できなかったところです。

現在は、町道は駐車場出口からということになっております。駐車場は町道ではありませんので、建設産業課としては舗装等を行う予定はございません。しかしながら、町道笠置山線は観光道路としての期待も非常に高く、山頂駐車場は貴重な観光拠点となることから、今後の活用や整備については、関係される皆さんの御意見を聞きながら、町としてどのような対応をしていくか検討していく必要があるかと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

ぜひとも歩道というか、舗装を。当初我々、これもらったとおりにやっていたらとばかり思っていたので、その点だけよろしくお願いします。

もう時間が来ましたので答弁は結構です。その点だけよろしく。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後4時05分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、通告書に従いまして、私は3項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、笠置町総合計画についてお伺いいたします。

この計画は町の将来像と政策の方向を示す重要な計画であります。前年度から今年度と2年間をかけて取り組んでいる最中であります。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目、第3次総合計画の実績評価はまとめられているのか。これは各地区で行われたワーキングの中でも私は質問しておりましたけれども、このまとめが、まずできているかどうか、お伺いします。

それから2点目、今回は新しい手法で住民の生の声を聴くということで、各地域ごとにグループワーキングをされております。これは何回かやるということそのときには聞いておりますけれども、まず1回目、6地域を回られたと思いますけれども、このまとめというものは、中間まとめはできているかどうか、それをお伺いします。

それから3点目、総合計画審議委員会を発足させて審議してもらおうということになっているわけですが、この委員会の発足はまだやられていないと思いますけれども、これはもう早くやらないと、コロナ、コロナと言って避けておいたら、3月までに出来上がることができないと思いますけれども、その辺スケジュール的に大変厳しいのではないかと思います。この3点についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

3つ質問いただきました。

まず1点目、第3次総合計画の実績評価ということなんですけれども、第3次総合計画の実績評価につきましては、計画の中において記載されていた事項への取組状況につきまして、各課ヒアリングを行い取りまとめております。

それから2つ目、今回新しい手法ということで、昨年11月から12月にかけて実施した地区懇談会の内容についてでございますが、各地区におけるお話と、また各地域での意見

を集約させていただいて、それぞれの課題の関係を図式化する方法で記録をさせていただいているところでございます。

また、総合計画の審議委員会を早く発足してということで、スケジュール的にということですが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症やその他諸般の事情により、現在、想定していたスケジュールの大幅な見直しに迫られているところです。

現在も必要な調整や見直しを行っており、早急に行えるように努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

1 点目の第 3 次総合計画の実績評価ですね、これまとめられているということなんですが、内容的にはどうなんですか。例えば何%ぐらいはできている、あるいはどういう項目については特に全然できていなくて課題が残っているとか、そういう中身についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

実績評価の内容なんですけれども、それぞれの第 3 次総合計画で示された施策内容に基づいて計画内容、それから取組状況、それと取組内容、また残された課題とその理由であったりとか、それから新たな課題について分けてまとめております。

ただ、しかし、具体的な数値目標など進行管理できる第 3 次計画のほうは体系になっておらず、詳細な評価を行うことが難しい状況にありますので、それにつきましては、次期総合計画において進行管理の点についても配慮した形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

私、今ここに総合計画 3 次があるんですけども、この中で、ちょっと私なりに評価してましたところ、ちょっと 3 点ほどについて大きいのを言いますよ。

まず 1 点目は、先ほどもちょっと話出ていましたけれども、国道 1 6 3 号の拡幅、歩道設置などの整備を引き続き要請してやっていきますということを書かれています。これは全然前へ進んでいませんわね。これ 1 0 年前から言うておるんですよ、これ。それが全然できていない。



それから、2点目は簡易水道の統合について述べています。これ今笠置町には5施設あるのかな。だから、この統合をやっていくということで上げておられるけれども、これも全然何か進んでいないように私は思っております。

それから、3点目は、老朽化の激しい共同公営住宅については建て替えを促進し、これに代わる公営住宅の供給を進めますというふうな話です。これも全然できていない。

もうこの構想というか考え方は変わっていると思うんですよ、これは。奥田住宅にしろ、建て替えていくというような、今、方針では進めておられないと思うんですけども、この辺も見直していかなあかんということになるんです。

こういう計画が、私は何回も言うていますがけれども、PDCAを回さんとあかんわけでしょう。そうでないと、この10年間の大事な総合計画を今度新しい町長の下で完成するわけですから、その辺町長よろしく見直してもらおうようにして、PDCAを回してもらって、やっぱりできていなかったところはなぜできていないのか、計画に無理があったのか、あるいは実施の仕方が悪いのか、そういうところ。国道163号の拡幅なんか特にそのとおりでしょう。

なぜ何回要請してもできないのかというのはもう分かっているはずでしょう。そこをどうして詰めていくのか、それを考えないと、何ぼ次の計画をやっても、また10年先できなかったというようなことで終わってしまうわけですよ。

それがないうちにPDCAを回さなあかんということで、ずっとどんな計画のときも言ってきていると思うんですけども、それをよろしくお願ひしたいと思います。

まとめ方もそういうことでちゃんと分析して、そうでないと次の審議委員会にかけるにしても、委員の人が困るわけですよ。だから、そういうことをちゃんと評価、自分らのやってきたことを評価する、それがまず、ちゃんとした評価ができなかったら、次の新しいいい計画は立てられないと思いますので、特にその辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の今グループワーキングをやってもらっておりますけれども、これは大変いいことやと、住民の生の声をこないだは聴いてもらえたんやから。そうやけれども、この間私、北部地区には出ていますけれども、その中でやったことは、今住民の困っていることは何ですかというふうなテーマでやらせてもらって、だから困っていることは何かたくさん全部意見出してもらいました。

そうやけれども、この計画するのは、その困っておられるやつをどう解消したらいいのかという計画を立てないとあかんわけですよ。だから、そういうまとめ方をしていってもら

うように。各所は何かそういう意見までいかないで、いろんな行政に対する不服の意見が出たというようなことも聞いていますけれども、本当に生の声を聴いてもらって。

以前まではアンケートでやっておったんですよ。この第3次のときも。アンケートはちゃんとまとめられて出ています、結果。だから、そのアンケートの意見にもかなり厳しい意見もあるし、いい意見もあったと思います。

それを今回は生の声を聴いてやるということでやっておられるんやから、ちゃんと何回かやって本当の住民の声をちゃんとこの計画に取り入れてもらうように取り組んでいただきたい。総務課長、よろしくお願いします。

それと、3点目、これ審議委員会、もうあれですか、まだ依頼もできていないわけですか。委嘱も。これ早くやらないと、もう3月までにこれつくり上げやなあかんのやから、コロナ、コロナと言っていたら間に合わないですよ。延期しないといけないということになってくると思うんやけれども、その辺の工程的にはどう考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、今大変、当初予定していたスケジュール的には大分遅れてきているのが現状でございます。早急に審議会のほうはできるように準備をさせていただきたいというふうに考えております。

また、当初12月議会等に出すというような予定をしておりましたが、やはりこの状況ではなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、そういったことも含めてスケジュールをちょっと今組み直しているような状況でございますので、スケジュールの見直しができる時点でまた審議会等でお諮りをしていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

いうことは、後ろはもう決まっているわけですか。これやっぱり来年の3月までにはつくり上げるということは動かさないわけですか。それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問です。

やはり町の今後10年の将来構想であったりとか、重要な計画でありますので、そこら辺も含めて、翌年度になるのかも含めて、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ということは、延期する可能性もあるということですか。というのは、これ前からも言っていますけれども、この総合計画というのは一応10年間の将来像を見ているわけやから、いつも言っているけれども、5年間ぐらいの実施計画をちゃんとつくってやっていかないと、これはいけないということを何回も言うたと思うんですけれども、今回、第2期地方創生、その戦略についても、この総合計画の中へ織り込んでいくという方向で考えておられるということは以前に聞いていますけれども、そういうことなのでしょう。

そしたら、延ばしておったら、来年度からどうなるのか、来年度どうするのか。というのは、この中には当然いこいの構想とかも入ってくると思うんですよ。だから、その辺どういう構想するのか。先ほどいこいの件では、町長、自分なりの方針というか、そういうこともまだ言っておられて、これからの検討やということを言われているけれども、それとの関連もあるんでということは、ひょっとしたらこの計画は3月までには出来上がらずに、ちょっと来年度に延びるかも分からんという可能性はあるわけですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問ですけれども、やはり3月末までにつくりたいという思いはありますけれども、今後のまたコロナの情勢とかいう様々な情勢もありますので、可能性としては翌年、令和3年度にずれ込む可能性としてはあるということとで御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ということで、できるだけ今年度中に出来上がるようにしてもらいたけれども、だから、グループワーキングもコロナの問題があったら密のことでできないということになると思うんですけども、そこらも関連するので、その辺も含めてもう一度見直ししてやってもらうようお願いしておきます。

それでは、次の項目に移ります。

2 項目めは高度情報ネットワーク民間移行についてお伺いいたします。

これは今日の第32号の議案にもありまして、設備の無償譲渡というのは了解しました。けれども、私が先ほども言っていましたように、一番問題になるのは、前年度の9月の補正予算で承認された事業ですわね。それがまだ移行事業に関する協定書も交わされておらない

ということで、大分問題が出ております。

町長も今町長になられて、大変な問題を引き継がれたわけですがけれども、やはりちゃんと事業をやっていないと、町民が一番問題起こるわけでしょう、これ。今の情報社会の中でこれができなかったら全然もう話にならんよ。

だから、この協定書の中身について私は重要視しておったんですよ、先ほども言いましたけれども。設備の譲渡なんか行政やからやったらいいことやけれども、町民はそれの運用の恩恵を被らんとあかんわけやから、だから、その協定書の中身をちゃんと詰めていただくということで、2点ほど通告しております。

まず1点目は、協定書の第8条に、新しい協定書では1項追加されたので第8条になっているかも分かりませんが、設備の維持管理について10年間の期限とそれ以後も継続するよう努めるというようなことが協定書に書かれています。これは以前から大倉議員が大分心配していた。そしたら10年間たってもうやめたというようなことになったら町民が困るやないか、その心配はないのかということも何回と意見が出ておりました。

これについてこの間の議運で指摘したのかな、協定書にはそういうことで10年間、その後も継続するよう努める、努めてほしいということが書かれていますけれども、事業計画書には何か先ほど話出たように、やめる場合は他の業者にちゃんと責任を持って引き継いでくれることというような条件になっていますわね。だから、そういうことでこの協定書というのは大事やと私は言うておるんですよ。

それで、多分この電気通信事業は総務省やったと思うんですけども、認可をもらって事業をやっておるんやから、そんな簡単にやめたとか変更するとかいうのは、全部許可をもらわないとできないと思いますけれども、その辺を法的なことを調べておいてほしいということを指摘してあったと思うねんけれども、調べてくれましたか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西岡議員おっしゃっていただきましたとおり、協定書（案）の中でございますが、設備の維持管理に関する規定において、令和13年3月31日までその責任において運用、維持管理を行うものとし、それ以後においても継続するよう努めるものとするとしております。

事業者におきましても、当然笠置町のみで採算を取るものではなく、エリア全体の収支を精査した上での参入でありまして、事業の中止や廃止は考えていないというふうなことは聞いております。

ただ、その法的な裏づけというか、後ろ盾のことをおっしゃっていただいているということで、法令的なもので申し上げますと、平成30年の電気通信事業法の一部改正によりまして、電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護について規定の整備が行われております。具体的には、こういった高度情報ネットワークのように利用者の収益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際には、事前に利用者への周知が義務づけられております。併せて、この周知する内容を事前に総務大臣に届け出なければならないというふうに規定をされております。これによりまして、総務省が必要に応じて利用者保護を図るために必要な対応を事業者を求めることが可能というふうになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、おっしゃられたとおり、簡単には勝手に自分でやめたというようなことにはならないと思いますので、大倉議員も安心しておいてください。

それから、2点目、無料で設備譲渡するというところで議決しましたけれども、スタジオ設備ですね、今日の議会も今放映されていると思うんですけども、その設備は町の設備として残るということであると思うんですけども、それであつたら、KCNへの放映料とかいうのは発生しないんですか。これどうなんですか。そこら調べていますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町の独自放送につきましては、民間移行後も引き続き放送ができるのかといったような御心配もいただいております。以前の全員協議会等でも資料のほうを配付させていただいたところがございます。

民間移行後のそういったことに対しての費用が発生してくるかというところがございますが、笠置町の独自放送につきましては譲渡をしない、笠置町の設備から送信をいたしました映像等の信号を伝送路に乗せるだけの作業でありまして、事業者としては費用は発生しないということを確認しております。

このため、このことに関して、笠置町が事業者に対して何らかの費用負担を負うといったことはないということを確認させていただいております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ないということはよかったけれども、もし途中で放映料をもらわなあかんというようなこ

となったら困るので、これどうですやろう、こういう件は協定書の中へ1項入れてもらった  
らどうかと思うんやけれども、どうですか。それはもうそんなこと言うあれはないという  
のやったらいいけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど移行の条件ということで民間移行业務計画というこの仕様書の中で、安定的なサー  
ビス提供を行って、将来にわたって事業を継続させるということの明文化をするということ  
であるならば、同時に町の放送を無料で入れるということをもう一度KCNのほうと協議さ  
せていただいて、早急に協定書を作り直すというのは可能だと思います。ただ、あまり時間  
をかけてしまうと、後のスケジュールに影響を及ぼしますので、できるだけ早く処理を完了  
させて、議員の皆さんにもう一度お諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） すみません、ただいまの質問に少し補足のほうをさせていただ  
きます。

事業者のほうとこの件確認をさせていただいた中身でございますが、なぜ費用が発生しな  
いかと言いますと、先ほども申し上げましたみたいに自主放送設備は事業者に譲渡いたしま  
せん。そのため、このような自主放送の機器や設備に何らかの不具合や更新の必要性が出た  
ときには当然町のほうで負担をしていく必要がありますが、正常に信号を送れている以上は、  
事業者に対する費用負担が発生することがないというところで確認をしたところでございま  
す。

したがって、例えば町のこの施設も事業主のほうに譲渡して、そこで一括管理という  
形になってしまいますと、その部分の費用負担とかいうものにつきましては、ちょっと本体  
の事業じゃないのでお願いをしやなあかんという場合も出てくるかもというようなお話でし  
た。今回、明確に自主放送設備というものは事業者のほうに移転しないという形を取り決め  
ておりますので、その部分につきましては、将来的にわたりましても費用を求めるといった  
ことはないというふうなことで確認をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それであつたらいいんですけれども、これ一般的に考えたら、伝送路設備とか全部KCN  
の物ですわね。うちの笠置テレビのスタジオ設備は笠置町の物やと。それを放映したいわけ

ですよね。普通一般的に言ったら放映料くれと、テレビのあれと一緒にですよ。放映料くれと言われてもしようがないでしょう、これ。

だから、システム的には12チャンネルになるのかな、チャンネルもちゃんと与えてくれてやりますということになっておるから、それは心配ないと思うんやけれども、協定書にそういうことがなかった場合は、放映料くれと要求されたら拒否できないですよ。そうでしょう。もううちの設備ではないんだから、全部伝送路から含めて。

だから、その辺は協定書に1項目入れておいてもらったら確実じゃないかなと思うので、町長、その辺ちょっと考えてください。そんな1項目直すぐらいすぐや。それよろしくお願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

3番目はいこいの館の今後について。これはもう先ほどから各議員さんが質問されていますので、ダブるわけですがけれども、ちょっと私なりに先ほどの確認できていないところを質問させていただきたいと思います。

一応新町長の今後の方向性というのは、先ほどから何回も質問されて答弁されておりますので、あまりいい答弁では、私もないんだけれども、納得のいく答弁ではないけれども、そういうことで致し方ないと思っているんですけども、このいこいの再建策について、コロナ感染の発生もあって、再度見直す必要がある時期ではないのかなと私個人的にも実感しております。

というのは、今まで2年間、前町長の下でやってきたわけですね。その経緯はある程度町長引き継がれていると思うんですよ。それで、これまず、ずっと10年来ほどいこいの館は赤字経営でいろいろと対策を打ってきました。そうやけれども、うまくいきませんでした。そういうことで、これ2年前に経営検討特別委員会を発足されて、外部の識者まで入れて答申が出たんです。そうしたら、これ財政的にもう無理やと、温泉単独でやっていくのは。だから、長期貸出しか、売却か、そういうことで町の財政から切り離すべきやというような結論が出たと思うんですよ。

それで、どうしていったらいいかということで、とにかく2年間、国交省の支援をもらって、サウンディング方式でそういう事業者を探そうということでやってきたわけです。指定管理制度も2年前に導入してやってきた。ところがもう前年の8月に温浴部門は閉鎖というような形になっておるんです。

先ほども話出しましたけれども、住民監査請求まで出ている問題なんですよ。これまた、監

査はやらざるを得んのですけれども、そういうこともあるので、1回、町長は前任者からどのような引継ぎを受けられたか知りませんが、それを受けて、新町長として本当にこれをどういうふうにご考えておられるのか、その辺先ほども何回も質問されていたけれども、まだ今町長として方向性は持っておられないような答弁やったから、ちょっと残念やったんですけれども。

そういうことで、これ1回、コロナの関係もあるし、キャンプ場と一体経営をやらないとどうもならないということで、サウンディングでやってきたはずなんですけれども、副町長、一番ちょっと答弁を欲しいんですけども、今までやってきたやり方をどうするのか。継続してやっていこうとされているのか、あるいはこの辺で一遍見直しをしようということになるのか、その府のワーキングでも支援をしてもらうというようなことを言っておられるけれども、その辺も兼ねて、ちょっと見直す時期じゃないかと私は思うんですけれども、その辺についてどうですか、副町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かにサウンディングをさせていただき、いろんな事業者から関心を持っていただき、数を勘定すれば20ほどの事業者がいこいの館、あるいはキャンプ場に関心があるということで具体的な御提案等をいただきました。

そして、3月にも御報告させていただいた段階では、ある程度絞り込みができたのでということをご申し上げたところでございます。

ただ、その事業者様御自身がコロナの影響を受け、本体事業が停滞し、とてもじゃないがいこいの館に新たな投資をするというのが困難であるということが最近様々にお話をお伺いする中で出てまいりました。見直しを当然しなければならないだろうというふうにご考えております。

ただ、やはり笠置町役場が全てのことを担うというのは、経営検討委員会の中でも出ていましたけれども、もはやそれは不可能であるということは結論的には出ていることで、民間のやはり力を入れて、そしてどういうふうなことができるのかというのを再度、先ほど町長もダウンサイジングするとか、いろいろと機能の検討もするとかということも言われましたけれども、そういうことをしなければならない時期に来ていると思っております。

なお、京都府のワーキングは正直なところを申し上げますと、いこいの館の現在のスペックをそのまま活かして、エネルギーの効率をやはり省エネ型にするとか、それから、ランニング



コストがどのぐらいかかるかというようなシミュレーションをすとか、キャンプ場との一体化の中で、どのようにキャンプ場と連携ができるのかということがシミュレーションしてきている。従来型のやはりワーキングであったので、それをそのまま今、じゃ、活かしてやりますということは無理だと考えております。

今の状況をはっきり申し上げますと、もう一度戦略の見直しをしなければならない、どのようにいこいの館というものが使えるのか。そして、先ほど申し上げました民間の事業者の提案はたくさんあって、現在保留、あるいは白紙という状況の中にあっても、その後、本当に幸いなことに、まだいこいの館に関しては、実は新たな事業者様から、実はこういうふうにいこいの館を活用したいんだけどもというようなお話を現在いただいているところでございます。

そういったものも参考にしながら、何ができるのか、町の持ち出しを最小限に抑えて、そして温泉を活かして、町のやはり中心的な役割を担う施設としてどのように再生できるのか、ぜひ議会の皆様と共に私たちは考えていかなければなりません。

そして、京都府がどのような支援、国がどのような支援ができるのか、これもまた働きかけをしていかなければならないというふうに考えておりますので、今の西岡議員がおっしゃるように見直す必要という時期が来ているというのはそのとおりだというふうに認識をしております。

ぜひこれまでの議論というものをやはり無駄にはしない形にしながら、いこいの館がどのように町民の方々にとっての施設として再生できるのか、新たな発想、そして新たな事業者さんの提案、そして、京都府あるいは国といったことも当然考えの中に入れていかなければなりません。そういう中での組立てを再度させていただければというふうに考えております。

現段階でお話できるのは具体的にこうしましょう、ああしましょうという中身のことは言えないので、大変申し訳ないんですけども、状況を考え、再度やはりどうしていくのかということゼロベース、ゼロベースとは言いませんけれども、これまでの積み上げの中から選択肢をやはり広げていきながら検討をしていかなければならない時期に来たのかなと、そのように感じております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今聞いたんですけども、副町長、今ちらっとおっしゃられたサウンディングの15社の中に入っていない事業者が話を持ってきておられるという情報も、私は個人的に聞いていま

す。それも含めて、やっぱり検討してもうて、早いことやっぱり町長、新町長として新しい考え方を持ってスピーディーに進めてもらうように要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで一般質問を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 大 倉 博

署名議員 西 岡 良 祐